

岡崎市議会議案

令和7年3月定例会

令和7年3月岡崎市議会定例会議案目録

議案番号	件 名	ページ
1	工事請負の契約について（市道岡崎阿知和スマートインター線東阿知和橋橋りょう整備工事）	7
2	特定事業の契約の変更について（岡崎市阿知和地区工業団地造成事業）	9
3	包括外部監査契約について	11
4	特定事業の契約の変更について（岡崎市龍北総合運動場整備事業）	13
5	特定事業の契約の変更について（岡崎げんき館整備運営事業）	15
6	特定事業の契約の変更について（岡崎市火葬場整備運営事業）	17
7	特定事業の契約の変更について（岡崎市こども発達センター等整備運営事業）	19
8	市道路線の認定について	21
9	財産の無償貸付け及び減額貸付けの変更について（岡崎駅西口自転車等駐車場用地活用事業に係る施設の用地）	25
10	財産の無償貸付け及び減額貸付けの変更について（岡崎市シビックコア地区交流拠点整備事業に係る誘導施設の用地）	27
11	財産の無償貸付け及び減額貸付けの変更について（岡崎市シビックコア地区交流拠点整備事業に係る駐輪場の用地）	29
12	土地区画整理に伴う町及び字の区域の変更について	31
13	工事請負の契約について（岡崎中央総合公園野球場改修工事）	35
14	工事請負の契約について（岡崎中央総合公園野球場給排水衛生設備改修工事）	37
15	工事請負の契約について（岡崎中央総合公園野球場電気設備改修工事）	39
16	工事請負の契約の変更について（岡崎中央総合公園野球場受変電設備改修工事）	41
17	特定事業の契約の変更について（（仮称）岡崎市西部学校給食センター整備事業）	43
18	物品の取得について（中学校教師用教科書及び指導書）	45
19	岡崎市手数料条例の一部改正について	47

20	岡崎市附属機関設置条例の一部改正について	49
21	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	51
22	岡崎市吏員退隠料其ノ他給与金条例等の廃止について	55
23	岡崎市職員の給与に関する条例等の一部改正について	57
24	岡崎市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について	97
25	岡崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	99
26	岡崎市職員等の旅費に関する条例の一部改正について	101
27	岡崎市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正について	109
28	岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	111
29	岡崎市自転車等の放置の防止に関する条例の一部改正について	115
30	町の新設に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	117
31	岡崎市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	119
32	岡崎市民生委員定数条例の一部改正について	121
33	岡崎市高齢者生きがいセンター条例の廃止について	123
34	岡崎市ふれあいデイサービスセンター条例の廃止について	125
35	岡崎市総合老人福祉センター条例の一部改正について	127
36	岡崎市地域福祉センター条例の一部改正について	131
37	岡崎市敬老祝金の支給に関する条例の一部改正について	133
38	岡崎市介護保険条例の一部改正について	135
39	岡崎市国民健康保険条例の一部改正について	137
40	岡崎市公衆浴場における衛生措置等の基準に関する条例の一部改正について	139

41	岡崎市くらがり溪谷レクリエーション施設条例の一部改正について	141
42	岡崎市道路の占用に関する条例及び岡崎市準用河川流水占用料等徴収条例の一部改正について	143
43	岡崎市市営住宅条例の一部改正について	151
44	岡崎市消防団員退職報償金条例の一部改正について	153
45	令和6年度岡崎市一般会計補正予算（第7号）	155
46	令和6年度岡崎市阿知和地区工業団地造成事業特別会計補正予算（第3号）	173
47	令和6年度岡崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	177
48	令和6年度岡崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	183
49	令和6年度岡崎市介護保険特別会計補正予算（第3号）	187
50	令和6年度岡崎市継続契約集合支払特別会計補正予算（第2号）	191
51	令和6年度岡崎市額田北部診療所特別会計補正予算（第2号）	195
52	令和6年度岡崎市こども発達医療センター特別会計補正予算（第3号）	201
53	令和6年度岡崎市宮崎財産区特別会計補正予算（第2号）	205
54	令和6年度岡崎市形埜財産区特別会計補正予算（第2号）	209
55	令和6年度岡崎市病院事業会計補正予算（第3号）	213
56	令和6年度岡崎市水道事業会計補正予算（第3号）	215
57	令和6年度岡崎市下水道事業会計補正予算（第2号）	217
58	令和7年度岡崎市一般会計予算	219
59	令和7年度岡崎市阿知和地区工業団地造成事業特別会計予算	235
60	令和7年度岡崎市国民健康保険事業特別会計予算	241
61	令和7年度岡崎市後期高齢者医療特別会計予算	247

62	令和7年度岡崎市介護保険特別会計予算	251
63	令和7年度岡崎市継続契約集合支払特別会計予算	255
64	令和7年度岡崎市額田北部診療所特別会計予算	259
65	令和7年度岡崎市こども発達医療センター特別会計予算	263
66	令和7年度岡崎市岡崎駅東土地区画整理事業清算金特別会計 予算	267
67	令和7年度岡崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予 算	271
68	令和7年度岡崎市宮崎財産区特別会計予算	275
69	令和7年度岡崎市形埜財産区特別会計予算	279
70	令和7年度岡崎市病院事業会計予算	283
71	令和7年度岡崎市水道事業会計予算	287
72	令和7年度岡崎市下水道事業会計予算	291

工事請負の契約について

次のとおり、工事請負の契約を締結するものとする。

令和7年2月26日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

- 1 契約目的
市道岡崎阿知和スマートインター線東阿知和橋橋りょう整備工事
- 2 工事概要
橋りょう整備工事一式 延長46.0メートル 幅員10.5メートル
- 3 契約方法
一般競争入札
- 4 契約金額
415,800,000円
- 5 完成期限
令和10年3月31日
- 6 契約の相手方
岡崎市天白町字池田5番地
朝日工業株式会社

(理由)

この案を提出したのは、岡崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岡崎市条例第15号）第2条の規定により必要があるによる。

令和7年第2号議案

特定事業の契約の変更について

令和6年6月21日議決「特定事業の契約の変更について（岡崎市阿知和地区工業団地造成事業）」を経て締結した特定事業の契約について、次のように変更するものとする。

令和7年2月26日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

「4 契約金額」中「14,692,710,300円」を「15,437,706,300円」に改める。

（理由）

この案を提出したのは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条の規定により必要があるによる。

包括外部監査契約について

次のとおり、包括外部監査契約を締結するものとする。

令和7年2月26日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

- 1 契約目的
包括外部監査契約に基づく監査及び当該監査の結果に関する報告
- 2 契約期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 3 契約金額
11,258,000円を上限とする額
- 4 支払方法
監査の結果に関する報告書提出後に一括払い
- 5 契約の相手方
名古屋市長 東区上菅一丁目604番地の1
公認会計士 都 成 哲

(理由)

この案を提出したのは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により必要があるによる。

令和7年第4号議案

特定事業の契約の変更について

平成30年3月22日議決「特定事業の契約について（岡崎市龍北総合運動場整備事業）」を経て締結した特定事業の契約（金利変動、物価変動、制度の変更等による契約金額の変更を含む。）について、次のように変更するものとする。

令和7年2月26日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

「4 契約金額」中「5,351,461,125円（金利変動、物価変動、制度の変更等により増減があった場合は、当該増減後の額）」を「5,357,224,512円」に改める。

（理由）

この案を提出したのは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条の規定により必要があるによる。

特定事業の契約の変更について

平成19年1月26日専決「特定事業の契約の変更に関する専決処分について（岡崎げんき館整備運営事業）」を経て締結した特定事業の契約（金利変動、物価変動、制度の変更等による契約金額の変更を含む。）について、次のように変更するものとする。

令和7年2月26日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

「4 契約金額」中「¥11,839,617,973.－（金利変動、物価変動、制度の変更等に伴い増減した額）」を「12,005,505,061円」に改める。

（理由）

この案を提出したのは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条の規定により必要があるによる。

令和7年第6号議案

特定事業の契約の変更について

平成26年3月26日議決「特定事業の契約について（岡崎市火葬場整備運営事業）」を経て締結した特定事業の契約（金利変動、物価変動、制度の変更による契約金額の変更を含む。）について、次のように変更するものとする。

令和7年2月26日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

「4 契約金額」中「5,708,103,389円（金利変動、物価変動、制度の変更等により増減があった場合は、当該増減後の額）」を「5,715,307,535円」に改める。

（理由）

この案を提出したのは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条の規定により必要があるによる。

特定事業の契約の変更について

平成30年3月22日議決「特定事業の契約の変更について（岡崎市こども発達センター等整備運営事業）」を経て締結した特定事業の契約（金利変動、物価変動、制度の変更等による契約金額の変更を含む。）について、次のように変更するものとする。

令和7年2月26日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

「4 契約金額」中「5,847,523,698円（金利変動、物価変動、制度の変更等により増減があった場合は、当該増減後の額）」を「5,863,097,622円」に改める。

（理由）

この案を提出したのは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条の規定により必要があるによる。

令和7年第8号議案

市道路線の認定について

次のとおり、市道の路線を認定するものとする。

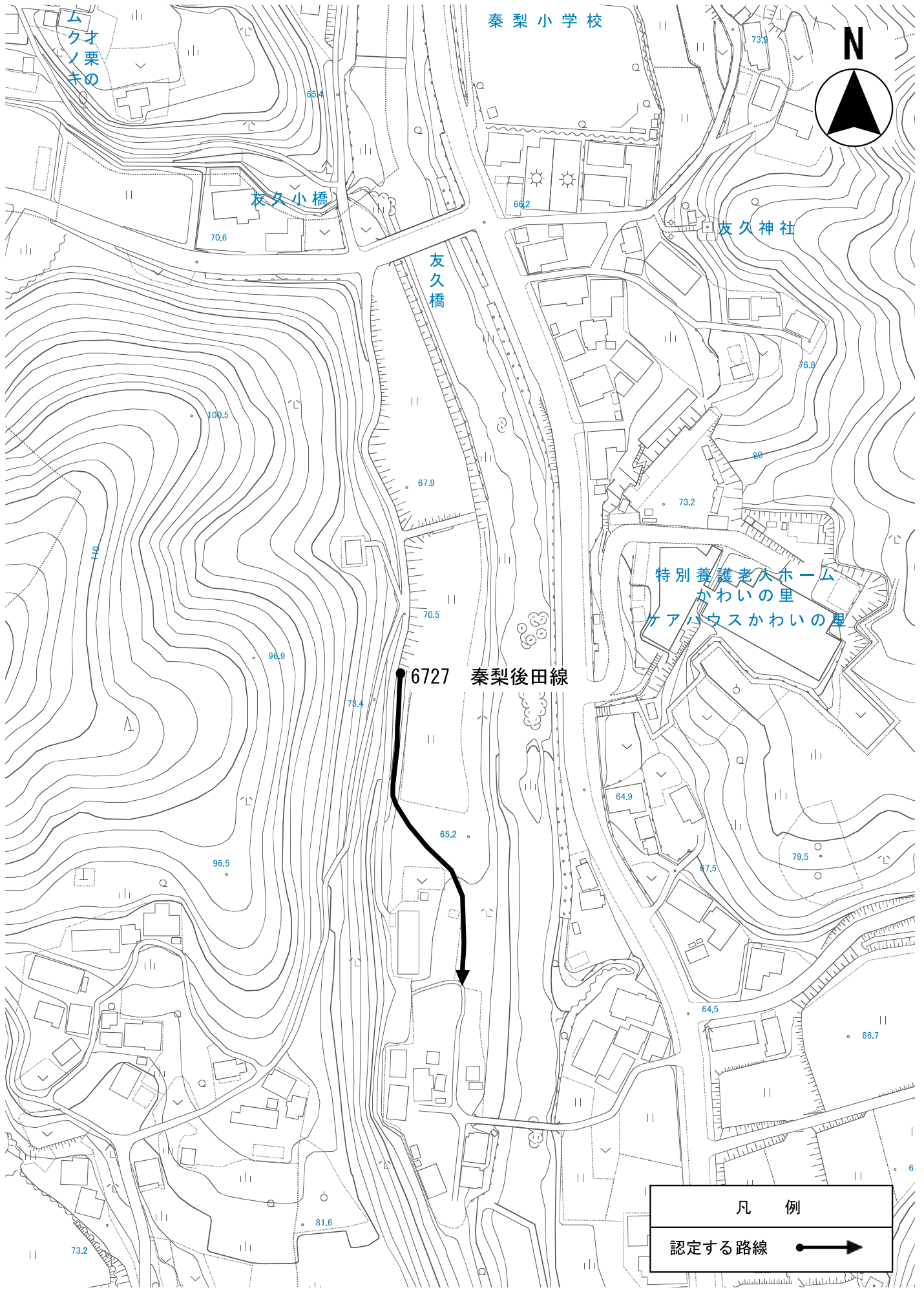
令和7年2月26日提出

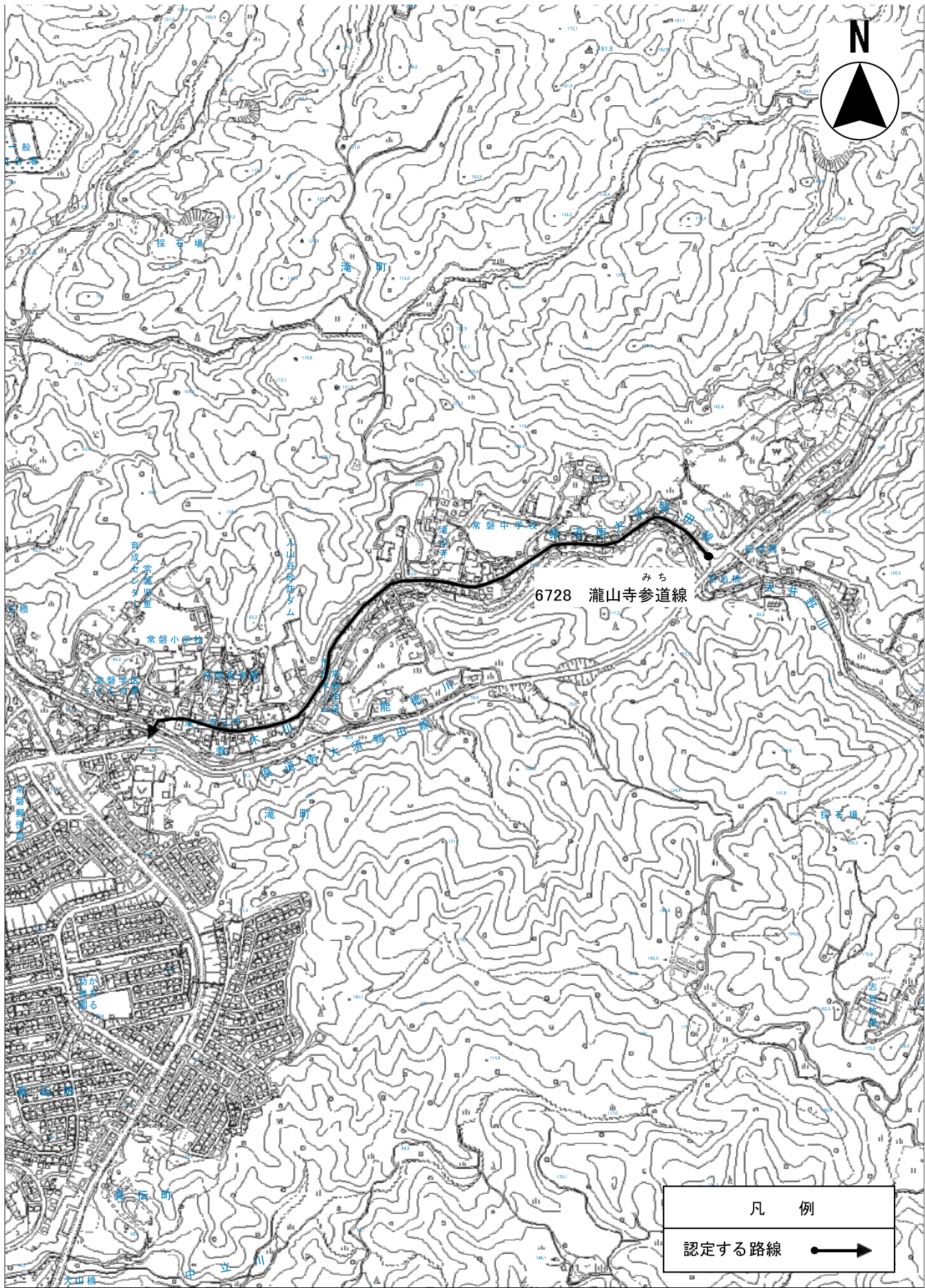
岡崎市長 内 田 康 宏

路線番号	路線名	起 点
		終 点
6727	秦梨後田線	岡崎市秦梨町字後田
		岡崎市秦梨町字後田
6728	瀧山寺 ^{みち} 参道線	岡崎市滝町字根張沢
		岡崎市滝町字住吉

(理由)

この案を提出したのは、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により必要があるによる。





6728 瀧山寺参道線

凡 例
 認定する路線 →

令和7年第9号議案

財産の無償貸付け及び減額貸付けの変更について

令和5年6月23日議決「財産の無償貸付け及び減額貸付けの変更について（岡崎駅西口自転車等駐車場用地活用事業に係る施設の用地）」を経て貸し付けた土地について、次のように変更するものとする。

令和7年2月26日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

「2 貸し付ける土地」の表中「雑種地」を「宅地及び雑種地」に、「3,710 m²」を「3,711.57m²」に改める。

（理由）

この案を提出したのは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により必要があるによる。

財産の無償貸付け及び減額貸付けの変更について

平成28年9月23日議決「財産の無償貸付け及び減額貸付けについて（岡崎市シビックコア地区交流拠点整備事業に係る誘導施設の用地）」を経て貸し付けた土地について、次のように変更するものとする。

令和7年2月26日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

7及び8を次のように改める。

7 貸付料

年額27,898,995円

（理由）

この案を提出したのは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により必要があるによる。

財産の無償貸付け及び減額貸付けの変更について

平成28年9月23日議決「財産の無償貸付け及び減額貸付けについて（岡崎市シビックコア地区交流拠点整備事業に係る駐輪場の用地）」を経て貸し付けた土地について、次のように変更するものとする。

令和7年2月26日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

7及び8を次のように改める。

7 貸付料

年額3,831,175円

（理由）

この案を提出したのは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により必要があるによる。

土地区画整理に伴う町及び字の区域の変更について

西三河都市計画事業岡崎本宿山中土地区画整理事業の換地処分の公告のあった日の翌日から、本市の別図第1の区域について、次のとおり町及び字の区域を変更するものとする。

令和7年2月26日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

1 町の区域の変更

(1) 名称

池金町、舞木町及び本宿町

(2) 区域

別図第2のとおり

2 字の区域の変更

(1) 名称

ア 池金町

字池田、字下池田及び字中外田

イ 舞木町

字片山、字金森、字雁金、字大正及び字明治

ウ 本宿町

字西片山

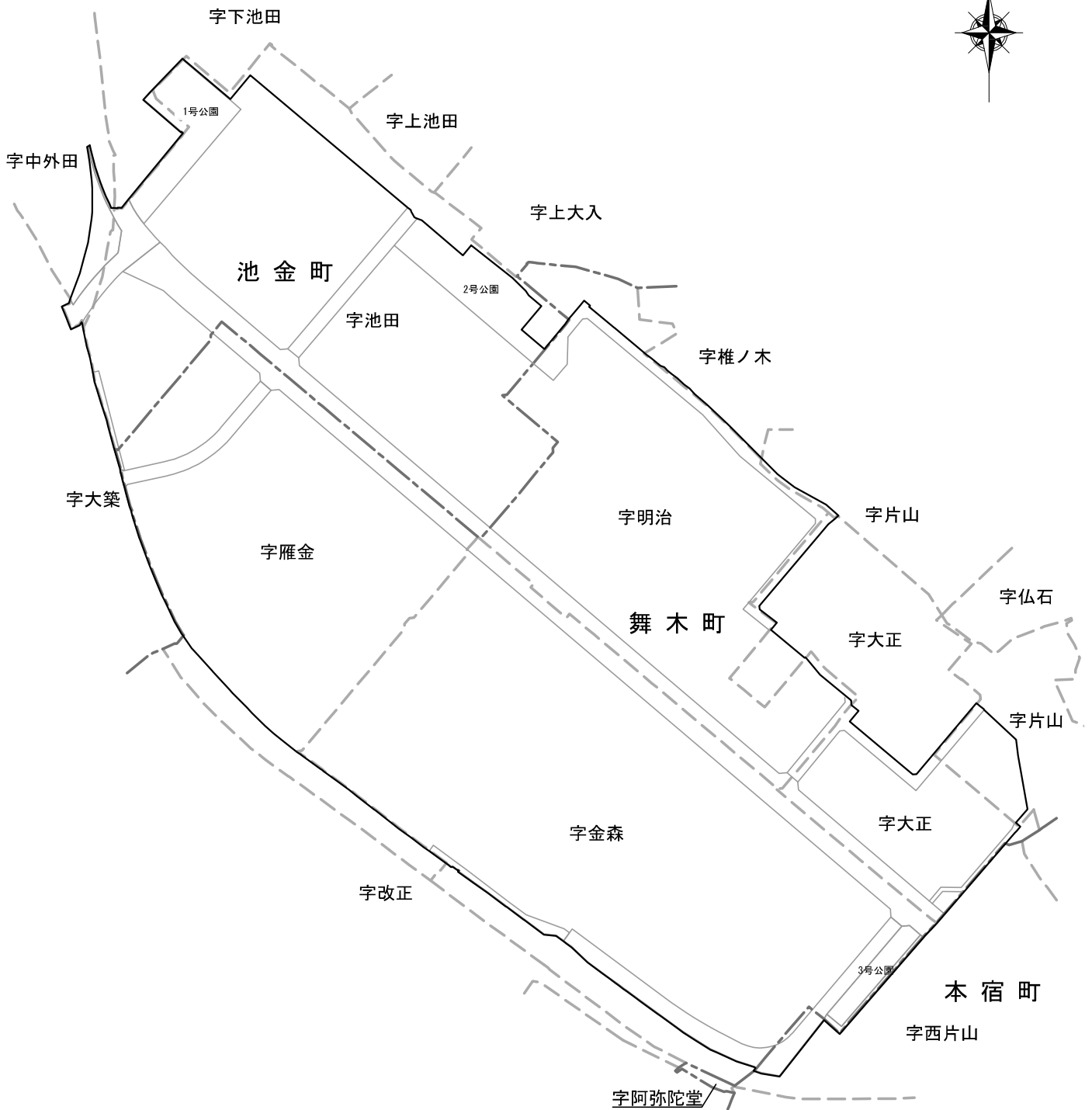
(2) 区域

別図第2のとおり

(理由)

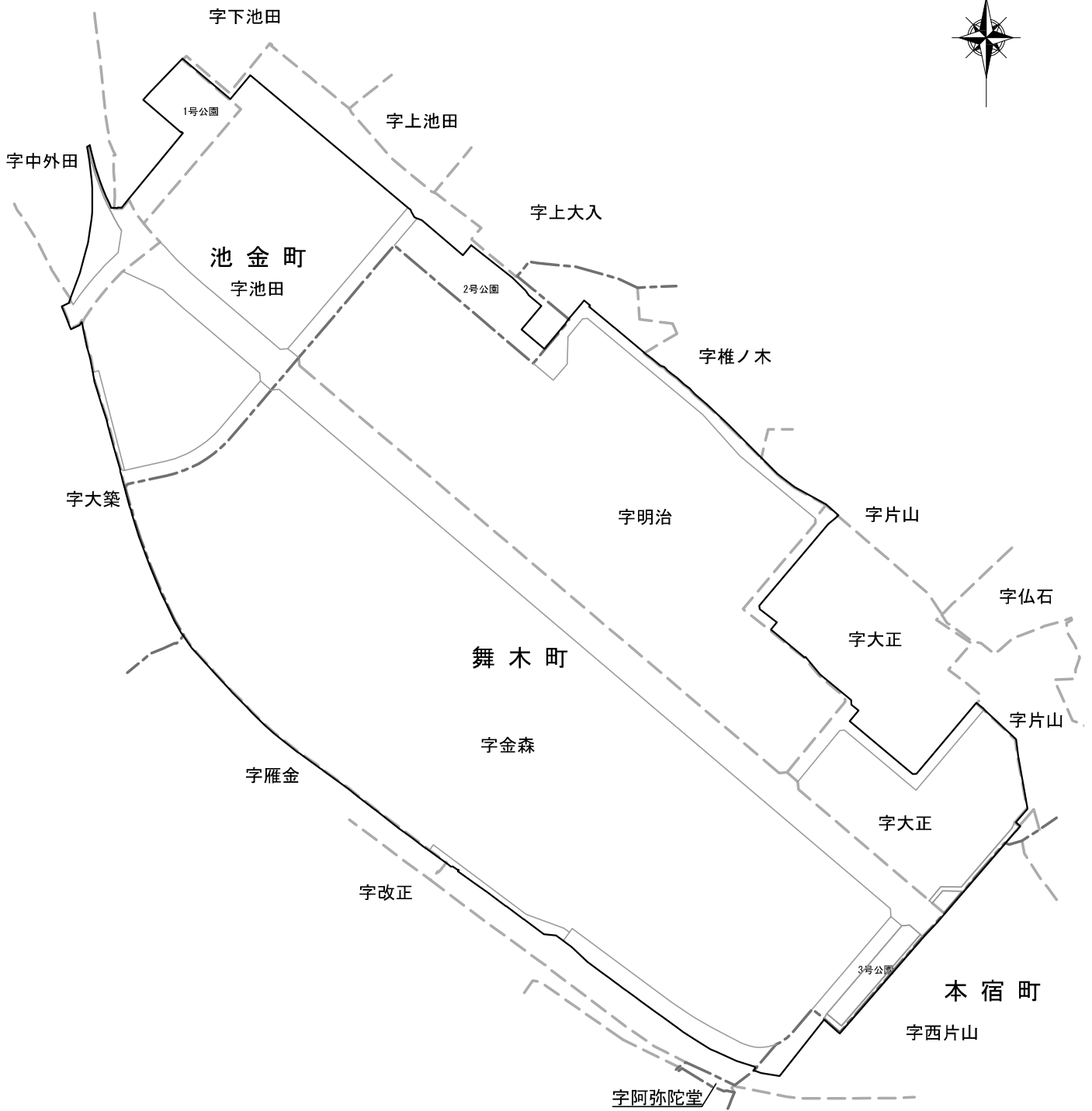
この案を提出したのは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により必要があるによる。

別図第1



凡 例	
———	実施区域
- - - - -	町 界
- · - · -	字 界

別図第2



凡 例	
———	実施区域
- - - - -	町 界
· · · · ·	字 界

工事請負の契約について

次のとおり、工事請負の契約を締結するものとする。

令和7年2月26日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

- 1 契約目的
岡崎中央総合公園野球場改修工事
- 2 工事概要
鉄筋コンクリート造地上3階建て 延べ11,971.00平方メートル
便所改修工事一式
バリアフリー改修工事一式
- 3 契約方法
一般競争入札
- 4 契約金額
549,239,900円
- 5 完成期限
令和8年2月27日
- 6 契約の相手方
岡崎市日名中町6番地1
酒部・大黒屋特定建設工事共同企業体

(理由)

この案を提出したのは、岡崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岡崎市条例第15号）第2条の規定により必要があるによる。

工事請負の契約について

次のとおり、工事請負の契約を締結するものとする。

令和7年2月26日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

- 1 契約目的
岡崎中央総合公園野球場給排水衛生設備改修工事
- 2 工事概要
給排水衛生設備改修工事一式
- 3 契約方法
一般競争入札
- 4 契約金額
288,200,000円
- 5 完成期限
令和8年2月27日
- 6 契約の相手方
岡崎市欠町字金谷3番地1
武田機工株式会社

(理由)

この案を提出したのは、岡崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岡崎市条例第15号）第2条の規定により必要があるによる。

工事請負の契約について

次のとおり、工事請負の契約を締結するものとする。

令和7年2月26日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

- 1 契約目的
岡崎中央総合公園野球場電気設備改修工事
- 2 工事概要
電気設備改修工事一式
- 3 契約方法
一般競争入札
- 4 契約金額
480,700,000円
- 5 完成期限
令和8年2月27日
- 6 契約の相手方
岡崎市矢作町字金谷51番地
寺井電気工業株式会社

(理由)

この案を提出したのは、岡崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岡崎市条例第15号）第2条の規定により必要があるによる。

令和7年第16号議案

工事請負の契約の変更について

令和6年12月20日議決「工事請負の契約について（岡崎中央総合公園野球場受変電設備改修工事）」を経て締結した工事請負の契約について、次のように変更するものとする。

令和7年2月26日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

「4 契約金額」中「149,600,000円」を「164,122,200円」に改める。

（理由）

この案を提出したのは、岡崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岡崎市条例第15号）第2条の規定により必要があるによる。

特定事業の契約の変更について

令和6年11月5日議決「特定事業の契約の変更について（（仮称）岡崎市西部学校給食センター整備事業）」を経て締結した特定事業の契約について、次のように変更するものとする。

令和7年2月26日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

「1 契約目的」中「（仮称）岡崎市西部学校給食センター整備事業」を「岡崎市西部学校給食センター整備事業」に改める。

「4 契約金額」中「4,666,865,403円」を「4,683,740,189円」に改める。

（理由）

この案を提出したのは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条の規定により必要があるによる。

物品の取得について

次のとおり、物品を買い入れるものとする。

令和7年2月26日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

- 1 買入目的
学校の用に供するため
- 2 買入物品
中学校教師用教科書及び指導書 5,604冊
- 3 契約方法
随意契約
- 4 買入金額
87,821,079円
- 5 納品期限
令和7年3月31日
- 6 契約の相手方
岡崎市康生通東二丁目43番地
株式会社正文館書店
岡崎市本町通一丁目14番地
合資会社岡崎書房
岡崎市矢作町字馬場17番地
有限会社原田書店

(理由)

この案を提出したのは、岡崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岡崎市条例第15号）第3条の規定により必要があるによる。

岡崎市手数料条例の一部改正について

岡崎市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年2月26日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市手数料条例の一部を改正する条例

岡崎市手数料条例（平成12年岡崎市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第4号中「被害者」の次に「で市長又は水道事業及び下水道事業管理者が定めるもの」を、「もの」の次に「で手数料を徴収することが不適當であると市長又は水道事業及び下水道事業管理者が認めるもの」を加える。

別表第1⁽²⁸⁾項中「6,000円」を「10,000円」に、「19,000円」を「28,000円」に、「につき41,000円」を「につき59,000円」に、「500平方メートル以内」を「300平方メートル以内」に、「68,000円」を「101,000円」に、「500平方メートルを」を「300平方メートルを」に、「107,000円」を「141,000円」に、「155,000円」を「207,000円」に、「231,000円」を「313,000円」に、「341,000円」を「466,000円」に、「610,000円」を「836,000円」に改め、同表⁽³⁰⁾項中「17,000円」を「23,000円」に、「22,000円」を「28,000円」に、「36,000円」を「41,000円」に、「500平方メートル以内」を「300平方メートル以内」に、「51,000円」を「55,000円」に、「500平方メートルを」を「300平方メートルを」に改め、同表⁽³²⁾項中「16,000円」を「22,000円」に、「21,000円」を「27,000円」に、「35,000円」を「40,000円」に、「500平方メートル以内」を「300平方メートル以内」に、「50,000円」を「53,000円」に、「500平方メートルを」を「300平方メートルを」に改め、同表⁽³³⁾項中「16,000円」を「20,000円」に、「21,000円」を「25,000円」に、「33,000円」を「36,000円」に、「500平方メートル以内」を「300平方メートル以内」に、「47,000円」を「48,000円」に、「500平方メートルを」を「300平方メートルを」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(理由)

この条例案を提出したのは、建築基準法の一部改正による建築確認の審査等に係る業務量の増加を踏まえ、手数料の額を見直す等の必要があるによる。

岡崎市附属機関設置条例の一部改正について

岡崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年2月26日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例

岡崎市附属機関設置条例（令和元年岡崎市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表第1 岡崎市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画策定委員会の項を削り、同表岡崎市森づくり協議会の項の次に次のように加える。

岡崎市自転車活用推進協議会	岡崎市自転車活用推進計画の策定及び推進に関する審議	20人	学識経験を有する者 公共交通事業者の推薦する者 道路管理者の推薦する者	1年
---------------	---------------------------	-----	---	----

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、附属機関の新設及び廃止を行う必要があるによる。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次の
ように定めるものとする。

令和7年2月26日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

第1章 関係条例の一部改正

(岡崎市消防表彰条例の一部改正)

第1条 岡崎市消防表彰条例(昭和25年岡崎市条例第11号)の一部を次のように
改正する。

第8条中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

(岡崎市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第2条 岡崎市職員の退職手当に関する条例(昭和29年岡崎市条例第12号)の一
部を次のように改正する。

第13条第1項第1号及び第5項第2号、第14条の見出し及び同条第1項第1
号、第15条第1項第1号並びに第17条第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(岡崎市消防団条例の一部改正)

第3条 岡崎市消防団条例(昭和39年岡崎市条例第4号)の一部を次のように改
正する。

第10条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(岡崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正)

第4条 岡崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(平成14年岡崎市条例第
55号)の一部を次のように改正する。

第17条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(岡崎市屋外広告物条例の一部改正)

第5条 岡崎市屋外広告物条例(平成14年岡崎市条例第57号)の一部を次のよう

に改正する。

第48条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例の一部改正)

第6条 岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例（平成24年岡崎市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項第5号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第72条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(岡崎市個人情報保護法施行条例の一部改正)

第7条 岡崎市個人情報保護法施行条例（令和4年岡崎市条例第45号）の一部を次のように改正する。

附則第5項及び第6項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第2章 経過措置

第1節 通則

(罰則の適用等に関する経過措置)

第8条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下この項において「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

(人の資格に関する経過措置)

第9条 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定め例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

第2節 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に伴う経過措置

(岡崎市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第10条 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の

施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の岡崎市職員の退職手当に関する条例第13条第1項及び第5項、第14条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第17条第4項並びに岡崎市職員の退職手当に関する条例第17条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の規定を整理する必要があるによる。

岡崎市吏員退隠料其ノ他給与金条例等の廃止について

岡崎市吏員退隠料其ノ他給与金条例等を廃止する条例を次のように定めるものとする。

令和7年2月26日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市吏員退隠料其ノ他給与金条例等を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 岡崎市吏員退隠料其ノ他給与金条例（昭和12年岡崎市条例第3号）
- (2) 岡崎市吏員退隠料其ノ他給与金条例臨時特例（昭和24年岡崎市条例第8号）
- (3) 昭和61年度以降における退隠料等の年額の改定に関する条例（昭和61年岡崎市条例第37号）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、退隠料等の支給対象者が存在しなくなり、今後も新たな支給対象者が生じることはないため、関係する条例を廃止する必要があるによる。

岡崎市職員の給与に関する条例等の一部改正について

岡崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 2 月 26 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(岡崎市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 岡崎市職員の給与に関する条例（昭和 26 年岡崎市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 4 項中「(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 7 級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員にあつては、3 号給)」を削り、同条第 5 項中「55 歳（規則で定める職員にあつては、56 歳以上の年齢で規則で定めるもの）を超える」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 55 歳（規則で定める職員にあつては、56 歳以上の年齢で規則で定めるもの）を超える職員（次号に掲げる職員を除く。）
- (2) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員

第 9 条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(扶養手当)」を付し、同条第 1 項ただし書中「次項第 1 号及び第 3 号から第 6 号まで」を「次項第 2 号から第 5 号まで」に、「以下「扶養親族たる配偶者、父母等」を「第 3 項において「扶養親族たる父母等」に改め、「(以下「9 級以上職員等」という。）」を削り、同条第 2 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条第 3 項中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「前項第 1 号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 13,000 円、扶養親族たる父母等」に改め、「(以下「8 級職

員等」という。)」及び「、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」を削り、同条第4項中「(以下「特定期間」という。)」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第10条を次のように改める。

第10条 削除

第11条の2第1項第2号中「配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)」を加える。

第12条第2項第1号中「以下この号において」を「次項において」に、「いう。)」を「いう。)」に改め、同号ただし書を削り、同項第3号中「(1箇月当たりの運賃相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)」を削り、同条中第6項を第7項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 運賃相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関が2以上ある場合においては、その合計額）及び前項第2号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、同項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第13条第3項中「職員以外の地方公務員、国家公務員その他規則で定める者であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これ」を「新たに給料表の適用を受ける職員となつたこと」に改め、「(任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。)」を削る。

第19条の3第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の次に「(週休日等に含まれる時間を除く。)」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「に定める額」の次に「(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を加え、同項第1号中「(当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあつては、この額に100分の150を乗じて得た額)」を削る。

第20条の2第3号及び第4号並びに第20条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第22条第1項中「第8条の2から第10条まで及び第11条の2」を「第8条の2及び第9条」に改める。

第23条第1項中「、扶養手当」を削る。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (行政職給料表)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200	550,800
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100	558,000
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300	564,100
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600	569,100
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100	573,100
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400	576,100
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400	578,600
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900	580,600
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900	
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200			
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700			
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200			
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700			
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000			
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300			
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500			
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700			
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000			
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300			
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500			
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700			
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500			
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300			
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100			
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700			
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300			
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900			
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500			
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200			
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000			
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400			
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100			
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600			
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000			
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400			
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800			
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200			
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600			
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000			
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300			
	41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600			
	42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000			
	43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300			
	44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600			
	45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900			
	46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700				
	47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000				
	48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300				
	49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500				
	50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800				
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100					

52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500	
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800	
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000	
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200	
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500	
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800	
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000	
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200	
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500	
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800	
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000	
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200	
86	256,000	297,100	346,000			
87	256,300	297,400	346,400			
88	256,600	297,700	346,800			
89	256,900	298,000	347,000			
90	257,200	298,300	347,400			
91	257,500	298,600	347,800			
92	257,800	299,000	348,200			
93	258,100	299,200	348,400			
94		299,400	348,800			
95		299,700	349,200			
96		300,100	349,500			
97		300,300	349,800			
98		300,600	350,200			
99		301,000	350,600			
100		301,400	351,000			
101		301,600	351,500			
102		301,900	351,900			
103		302,200	352,300			
104		302,500	352,700			
105		302,700	353,200			
106		303,000	353,600			
107		303,300	353,900			
108		303,600	354,200			

	109		303,800	354,700							
	110		304,200								
	111		304,600								
	112		304,900								
	113		305,100								
	114		305,300								
	115		305,600								
	116		306,000								
	117		306,200								
	118		306,400								
	119		306,700								
	120		307,000								
	121		307,400								
	122		307,600								
	123		307,900								
	124		308,200								
	125		308,500								
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 192,000	円 219,500	円 260,000	円 279,700	円 294,900	円 320,600	円 362,700	円 396,200	円 448,000	円 528,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第25条に規定する職員を除く。

別表第2 (医療職給料表)

ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	291,400	400,300	455,100	549,800	596,100
	2	293,700	403,000	457,100	555,900	602,100
	3	296,000	405,600	459,000	561,200	607,400
	4	298,200	408,100	460,900	566,100	611,900
	5	300,300	410,500	462,300	570,500	615,900
	6	303,800	412,700	464,100	574,800	619,400
	7	307,300	414,800	465,900	578,400	622,400
	8	310,700	416,900	467,700	581,400	625,200
	9	314,100	419,000	469,500	583,900	
	10	317,600	420,500	471,300	586,200	
	11	321,000	422,000	473,100		
	12	324,400	423,500	474,900		
	13	327,800	424,900	476,700		
	14	331,300	426,400	478,500		
	15	334,700	427,900	480,300		
	16	338,100	429,300	482,100		
	17	341,500	430,700	483,900		
	18	344,600	432,200	485,800		
	19	347,700	433,700	487,700		
	20	350,800	435,100	489,600		
	21	354,000	436,500	491,500		
	22	357,100	438,000	493,200		
	23	360,200	439,500	495,000		
	24	363,200	440,900	496,800		
	25	366,200	442,300	498,400		
	26	368,500	443,700	500,200		
	27	370,800	445,100	502,000		
	28	373,000	446,500	503,600		
	29	374,900	447,900	505,000		
	30	376,600	449,300	506,700		
	31	378,300	450,700	508,500		
	32	380,100	452,100	510,200		
	33	381,900	453,500	511,700		
	34	383,700	454,900	513,000		
	35	385,300	456,300	514,300		
	36	386,700	457,700	515,600		
	37	388,100	459,100	516,600		
	38	389,600	460,800	517,900		
	39	391,100	462,400	519,200		
	40	392,600	464,000	520,500		
	41	394,100	465,600	521,500		
	42	394,800	466,800	522,300		
	43	395,400	468,000	523,100		
	44	396,100	469,100	523,900		
	45	397,000	470,100	524,800		
	46	397,600	471,100	525,600		
	47	398,200	472,000	526,400		
48	398,800	472,800	527,100			

	49	399,400	473,500	527,900		
	50	399,900	474,200	528,700		
	51	400,400	474,900	529,400		
	52	400,900	475,500	530,300		
	53	401,400	476,200	531,200		
	54	401,800	476,900	532,000		
	55	402,200	477,500	532,900		
	56	402,600	478,100	533,800		
	57	403,000	478,400	534,600		
	58	403,400	479,000	535,500		
	59	403,800	479,700	536,400		
	60	404,200	480,400	537,100		
	61	404,600	480,800	537,900		
	62	405,000	481,400	538,800		
	63	405,400	482,100	539,700		
	64	405,800	482,800	540,600		
	65	406,100	483,200	541,400		
	66		483,800	542,300		
	67		484,400	543,200		
	68		484,900	544,100		
	69		485,400	544,900		
	70		485,900	545,800		
	71		486,400	546,700		
	72		486,900	547,600		
	73		487,300	548,400		
	74		487,800			
	75		488,200			
	76		488,700			
	77		489,200			
	78		489,800			
	79		490,400			
	80		490,800			
	81		491,300			
	82		491,900			
	83		492,500			
	84		493,000			
	85		493,500			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 301,700	円 344,400	円 399,500	円 473,300	円 573,800

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	188,600	227,400	263,000	281,800	315,000	360,700	415,000	479,100
	2	190,700	228,700	263,800	282,600	316,400	362,400	416,900	480,400
	3	192,800	230,000	264,600	283,400	317,800	364,000	418,800	481,700
	4	194,900	231,300	265,400	284,100	319,200	365,600	420,600	483,000
	5	196,900	232,500	266,200	284,800	320,600	367,200	422,400	484,200
	6	198,900	233,600	267,000	285,500	322,200	368,800	424,000	485,600
	7	200,900	234,600	267,800	286,200	323,700	370,400	425,600	487,000
	8	202,700	235,600	268,600	287,000	325,200	372,000	427,100	488,200
	9	204,500	236,700	269,400	287,800	326,700	373,600	428,600	489,600
	10	206,400	237,900	270,200	288,600	328,300	375,600	429,900	490,900
	11	208,300	239,200	271,000	289,400	329,800	377,600	431,200	492,300
	12	210,400	240,500	271,800	290,100	331,300	379,600	432,500	493,700
	13	212,100	241,800	272,600	290,800	332,800	381,000	433,800	495,100
	14	214,100	243,100	273,400	291,900	334,400	382,700	435,000	496,200
	15	216,300	244,400	274,200	293,000	335,900	384,400	436,200	497,300
	16	218,400	245,600	275,000	294,200	337,400	386,100	437,300	498,400
	17	220,500	246,800	275,800	295,400	338,900	387,800	438,500	499,500
	18	221,600	248,000	276,600	296,600	340,500	389,300	439,600	500,400
	19	222,700	249,200	277,400	297,800	342,100	390,800	440,800	501,300
	20	223,800	250,400	278,200	299,000	343,600	392,300	442,000	502,200
	21	224,900	251,500	279,000	300,200	344,900	393,600	443,100	503,200
	22	225,800	252,400	279,900	301,400	346,400	394,900	443,900	
	23	226,700	253,200	280,800	302,600	347,900	396,200	444,300	
	24	227,600	254,000	281,600	303,800	349,400	397,300	445,000	
	25	228,500	254,800	282,400	305,000	350,900	398,400	445,500	
	26	229,400	255,600	283,300	306,200	352,400	399,500	445,900	
	27	230,300	256,400	284,200	307,300	353,900	400,600	446,300	
	28	231,200	257,200	285,000	308,500	355,300	401,700	446,700	
	29	232,100	258,000	285,800	309,800	356,700	402,500	447,100	
	30	233,000	258,800	286,900	311,000	358,300	403,300	447,500	
	31	233,900	259,600	287,900	312,200	359,800	404,100	447,900	
	32	234,800	260,400	288,900	313,400	361,300	404,900	448,200	
	33	235,600	261,200	289,900	314,600	362,500	405,300	448,500	
	34	236,400	262,000	291,000	315,700	363,600	405,900	448,900	
	35	237,200	262,700	292,000	316,900	364,800	406,400	449,200	
	36	238,000	263,500	293,000	318,100	365,900	406,800	449,500	
	37	238,800	264,400	294,000	319,300	366,900	407,200	449,800	
	38	239,600	265,200	295,000	320,600	367,700	407,400		
	39	240,400	266,000	296,000	321,900	368,700	407,700		
	40	241,200	266,800	297,000	323,100	369,800	408,000		
	41	241,800	267,600	298,000	324,000	370,800	408,300		
	42	242,400	268,400	299,200	325,200	371,800	408,600		
	43	243,000	269,200	300,300	326,400	372,800	408,900		
	44	243,500	270,000	301,400	327,600	373,700	409,200		
	45	244,000	270,700	302,500	328,700	374,500	409,400		
	46	244,600	271,500	303,600	329,700	375,300	409,700		
	47	245,100	272,300	304,700	330,700	376,200	410,000		
	48	245,500	273,100	305,800	331,600	377,000	410,300		
	49	245,900	273,800	306,900	332,500	377,500	410,500		
	50	246,400	274,600	308,000	333,500	378,300	410,800		
51	246,900	275,300	309,100	334,500	379,100	411,100			

52	247,400	276,000	310,200	335,400	379,900	411,400
53	247,700	276,700	311,200	335,900	380,300	411,600
54	248,000	277,400	312,200	336,800	381,000	
55	248,300	278,100	313,200	337,500	381,700	
56	248,600	278,800	314,200	338,400	382,300	
57	248,900	279,500	315,200	339,100	382,700	
58	249,200	280,200	316,200	339,400	383,200	
59	249,500	280,900	317,200	339,900	383,800	
60	249,800	281,500	318,100	340,500	384,400	
61	250,100	282,100	319,000	341,100	384,800	
62	250,400	282,800	319,800	341,800	385,300	
63	250,700	283,500	320,500	342,500	385,800	
64	251,000	284,100	321,200	343,100	386,300	
65	251,300	284,700	321,800	343,800	386,900	
66	251,600	285,400	322,500	344,300	387,400	
67	251,900	286,100	323,100	344,900	388,000	
68	252,200	286,700	323,700	345,500	388,600	
69	252,500	287,300	324,300	345,800	389,100	
70	252,800	288,000	324,500	346,400	389,600	
71	253,100	288,700	325,000	346,900	390,100	
72	253,300	289,300	325,500	347,400	390,600	
73	253,500	289,900	326,100	347,900	390,900	
74	253,800	290,400	326,600	348,400	391,400	
75	254,100	290,800	327,100	348,900	391,800	
76	254,300	291,200	327,500	349,300	392,200	
77	254,500	291,600	328,100	349,600	392,600	
78	254,800	291,900	328,600	349,900		
79	255,100	292,200	329,000	350,100		
80	255,300	292,500	329,500	350,400		
81	255,500	292,800	330,000	350,900		
82	255,800	293,100	330,400	351,200		
83	256,100	293,400	330,600	351,500		
84	256,300	293,700	330,900	351,800		
85	256,500	293,900	331,300	352,200		
86		294,100	331,700	352,500		
87		294,300	332,000	352,800		
88		294,500	332,300	353,100		
89		294,900	332,600	353,500		
90		295,100	332,800	353,800		
91		295,300	333,200	354,100		
92		295,500	333,500	354,400		
93		295,900	333,700	354,700		
94		296,100	334,000	355,100		
95		296,300	334,300	355,500		
96		296,600	334,600	355,900		
97		296,900	334,800	356,400		
98		297,100	335,100	356,800		
99		297,300	335,400	357,200		
100		297,600	335,600	357,600		
101		297,900	335,800	358,100		
102		298,100	336,000			
103		298,300	336,400			
104		298,600	336,600			
105		298,900	336,800			
106			337,200			
107			337,600			
108			338,000			

	109			338,200					
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円 193,000	円 219,600	円 248,100	円 261,700	円 287,300	円 328,400	円 371,000	円 433,400	

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	207,700	240,600	281,800	295,200	319,300	362,000	416,300
	2	209,600	242,800	282,300	295,800	320,300	363,700	418,500
	3	211,400	245,000	282,800	296,400	321,300	365,400	420,700
	4	213,100	247,200	283,300	296,900	322,300	367,100	422,800
	5	214,800	249,400	283,800	297,400	323,300	368,900	424,700
	6	216,700	250,400	284,300	298,000	324,500	370,900	426,600
	7	218,500	251,300	284,800	298,600	325,700	372,900	428,400
	8	220,200	252,200	285,300	299,100	326,900	374,900	430,300
	9	221,900	253,100	285,800	299,600	328,000	376,600	432,000
	10	223,900	254,300	286,300	300,200	329,200	378,700	433,600
	11	225,800	255,400	286,800	300,800	330,300	380,800	435,300
	12	227,700	256,300	287,300	301,300	331,400	382,800	436,900
	13	229,600	257,100	287,800	301,800	332,500	384,700	438,200
	14	231,600	257,800	288,300	302,500	333,700	386,300	439,500
	15	233,600	258,500	288,800	303,200	334,800	388,100	441,100
	16	235,600	259,400	289,300	303,900	335,900	389,900	442,600
	17	237,600	260,500	289,800	304,600	337,000	391,600	444,300
	18	239,600	261,600	290,300	305,500	338,200	393,300	445,900
	19	241,700	262,700	290,800	306,400	339,300	395,200	447,300
	20	243,700	263,800	291,300	307,300	340,400	396,900	448,700
	21	245,600	264,900	291,800	308,100	341,500	398,600	449,800
	22	246,800	266,000	292,300	309,000	342,700	400,300	451,100
	23	248,000	267,100	292,800	309,900	343,800	402,100	452,400
	24	249,100	268,200	293,300	310,800	344,900	403,800	453,800
	25	250,200	269,200	293,800	311,600	346,000	405,400	454,800
	26	251,100	270,300	294,400	312,500	347,300	407,100	455,500
	27	252,000	271,400	295,200	313,400	348,600	408,900	456,300
	28	252,900	272,400	296,000	314,300	349,900	410,700	456,900
	29	253,700	273,400	296,700	315,100	351,100	412,200	457,800
	30	254,500	274,100	297,500	316,200	352,600	413,700	458,500
	31	255,200	274,800	298,300	317,300	354,100	415,200	459,300
	32	255,900	275,500	299,100	318,400	355,600	416,500	460,100
	33	256,700	276,200	299,800	319,500	356,800	417,600	460,800
	34	257,500	276,800	300,600	320,600	358,300	418,700	461,500
	35	258,300	277,300	301,400	321,700	359,700	419,800	462,200
	36	259,000	277,800	302,100	322,800	361,100	421,000	463,000
	37	259,700	278,300	302,900	323,900	362,500	422,300	463,800
	38	260,600	278,900	303,700	325,100	363,500	423,400	464,600
	39	261,500	279,400	304,500	326,200	364,900	424,600	465,300
	40	262,300	279,900	305,300	327,300	366,200	425,700	466,000
	41	263,100	280,300	306,000	328,100	367,500	426,900	466,800
	42	264,000	280,800	307,000	329,200	368,900	427,900	
	43	264,800	281,300	308,000	330,300	370,200	429,000	
	44	265,600	281,800	308,900	331,300	371,500	430,100	
	45	266,400	282,300	309,800	332,300	373,000	431,100	
	46	267,100	282,800	310,800	333,300	374,200	431,600	
	47	267,800	283,300	311,800	334,300	375,300	432,200	
	48	268,400	283,800	312,700	335,300	376,500	432,600	
	49	269,000	284,300	313,600	336,500	377,600	433,200	
	50	269,500	284,800	314,600	337,800	378,500	433,700	
51	270,000	285,300	315,600	339,000	379,500	434,100		

52	270,400	285,800	316,600	340,200	380,400	434,600
53	270,800	286,300	317,400	341,100	381,000	435,100
54	271,300	286,800	318,400	342,300	381,800	435,500
55	271,800	287,300	319,400	343,400	382,600	435,800
56	272,200	287,800	320,300	344,700	383,400	436,100
57	272,600	288,300	321,200	345,700	384,100	436,500
58	273,000	289,100	322,200	346,600	384,800	
59	273,400	289,900	323,200	347,700	385,500	
60	273,800	290,600	324,100	348,900	386,100	
61	274,200	291,300	325,000	350,000	386,700	
62	274,600	292,200	326,200	351,200	387,300	
63	275,000	293,100	327,400	352,400	388,000	
64	275,400	293,900	328,600	353,400	388,600	
65	275,800	294,700	329,300	354,400	389,300	
66	276,200	295,600	330,400	355,400	389,800	
67	276,600	296,400	331,500	356,500	390,400	
68	277,000	297,200	332,400	357,600	390,900	
69	277,400	298,000	333,500	358,400	391,300	
70	277,900	298,900	334,200	359,500	391,900	
71	278,400	299,800	335,300	360,600	392,400	
72	278,800	300,700	336,400	361,600	392,700	
73	279,200	301,600	337,500	362,300	393,000	
74	279,800	302,500	338,700	363,100	393,500	
75	280,400	303,400	339,800	363,900	393,900	
76	280,900	304,300	340,900	364,600	394,200	
77	281,400	305,100	342,000	365,200	394,500	
78	282,000	306,100	343,100	365,700	395,000	
79	282,600	307,100	344,100	366,200	395,500	
80	283,100	308,000	345,200	366,700	395,900	
81	283,600	308,500	346,100	367,300	396,200	
82	284,100	309,400	347,100	367,800	396,600	
83	284,600	310,300	348,000	368,300	397,100	
84	285,100	311,100	349,000	368,800	397,500	
85	285,600	311,900	349,900	369,200	397,900	
86	286,100	312,900	350,700	369,600		
87	286,600	313,900	351,500	370,200		
88	287,100	314,900	352,300	370,700		
89	287,600	315,800	352,900	371,000		
90	288,100	316,900	353,500	371,500		
91	288,600	317,900	354,100	371,900		
92	289,100	318,900	354,700	372,200		
93	289,600	319,700	355,100	372,800		
94	290,200	320,400	355,500	373,300		
95	290,800	321,100	356,000	373,800		
96	291,400	321,700	356,400	374,300		
97	292,000	322,200	356,900	374,900		
98	292,500	322,500	357,300	375,400		
99	293,000	323,100	357,800	375,900		
100	293,500	323,700	358,200	376,300		
101	294,000	324,100	358,500	376,900		
102	294,500	324,700	359,000	377,400		
103	295,000	325,300	359,400	377,900		
104	295,400	325,800	359,700	378,400		
105	295,800	326,200	360,100	379,000		
106	296,300	326,700	360,600	379,400		
107	296,800	327,200	361,100	379,900		
108	297,100	327,700	361,600	380,400		

109	297,300	328,100	362,100	381,000		
110	297,600	328,500	362,600			
111	297,800	328,800	363,100			
112	298,100	329,100	363,500			
113	298,400	329,400	363,900			
114	298,600	329,800	364,300			
115	298,900	330,100	364,800			
116	299,100	330,400	365,300			
117	299,400	330,600	365,700			
118	299,700	330,900	366,200			
119	300,000	331,200	366,700			
120	300,300	331,400	367,200			
121	300,600	331,600	367,500			
122	301,000	331,900				
123	301,300	332,200				
124	301,600	332,500				
125	301,800	332,700				
126	302,000	333,000				
127	302,300	333,400				
128	302,700	333,600				
129	302,900	333,800				
130	303,200	334,000				
131	303,600	334,400				
132	304,000	334,600				
133	304,200	334,900				
134	304,500	335,300				
135	304,800	335,700				
136	305,100	336,100				
137	305,300	336,400				
138	305,600	336,800				
139	305,900	337,200				
140	306,200	337,600				
141	306,400	337,900				
142	306,800	338,300				
143	307,200	338,600				
144	307,500	339,000				
145	307,700	339,300				
146	307,900	339,700				
147	308,200	340,100				
148	308,600	340,500				
149	308,800	340,800				
150	309,000	341,200				
151	309,300	341,600				
152	309,600	342,000				
153	310,000	342,300				
154	310,200					
155	310,400					
156	310,700					
157	311,000					
158	311,300					
159	311,600					
160	311,900					
161	312,300					
162	312,600					
163	312,900					
164	313,200					
165	313,600					

	166	313,900						
	167	314,200						
	168	314,500						
	169	314,900						
定年前再 任用短 時間勤 務職員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円 239,700	円 260,200	円 267,500	円 277,900	円 294,300	円 331,900	円 376,600

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する助産師、看護師、准看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

(岡崎市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第2条 岡崎市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成18年岡崎市条例第42号)の一部を次のように改正する。

第7条第4項を削り、同条第5項中「、第3項」を「及び前項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第4項とし、同条中第6項を第5項とし、第7項を第6項とする。

第8条第1項中「第10条」を「第9条」に改め、「、第21条」を削り、同条第2項中「並びに第20条第2項」を「、第20条第2項並びに第21条第2項第1号」に、「100分の172.5」を「100分の95」と、給与条例第21条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」に改め、同条第3項中「から第10条まで」を「、第9条」に改める。

(岡崎市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 岡崎市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年岡崎市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第31条第2項中「第6項」を「第7項」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (行政職給料表)

職務の級	1 級	2 級
号給	給料月額	給料月額
	円	円
1	183,500	230,000
2	184,600	231,500
3	185,800	233,000
4	186,900	234,500
5	188,000	236,000
6	189,700	237,500
7	191,300	239,000
8	192,900	240,500
9	194,500	242,000
10	196,200	243,400
11	197,800	244,800
12	199,400	246,200
13	201,000	247,400
14	202,700	248,600
15	204,400	249,800
16	206,100	251,000
17	207,400	252,100
18	209,000	253,200
19	210,600	254,300
20	212,100	255,400
21	213,600	256,400
22	215,200	257,400
23	216,800	258,400
24	218,400	259,400
25	220,000	260,400
26	221,700	261,300
27	223,000	262,200
28	224,300	263,100
29	225,600	263,900
30	226,700	264,700
31	227,800	265,500
32	228,900	266,300
33	230,000	267,000
34	231,100	267,800
35	232,200	268,600
36	233,300	269,300
37	234,400	270,000
38	235,400	270,800
39	236,400	271,600
40	237,300	272,300
41	238,200	273,000
42	239,100	273,800
43	239,900	274,600
44	240,700	275,300
45	241,400	276,000
46	242,000	276,700
47	242,600	277,400
48	243,200	278,100
49	243,800	278,800
50	244,400	279,500
51	245,000	280,200

52	245,500	280,900
53	246,000	281,500
54	246,400	282,200
55	246,700	282,800
56	247,000	283,500
57	247,300	284,100
58	247,600	284,800
59	247,900	285,400
60	248,200	286,100
61	248,500	286,700
62	248,800	287,400
63	249,100	288,000
64	249,400	288,500
65	249,700	289,000
66	250,000	289,600
67	250,300	290,100
68	250,600	290,700
69	250,900	291,200
70	251,200	291,700
71	251,500	292,300
72	251,800	292,900
73	252,100	293,400
74	252,400	293,900
75	252,700	294,300
76	253,000	294,600
77	253,300	294,800
78	253,600	295,100
79	253,900	295,300
80	254,200	295,600
81	254,500	295,800
82	254,800	296,000
83	255,100	296,300
84	255,400	296,500
85	255,700	296,800
86	256,000	297,100
87	256,300	297,400
88	256,600	297,700
89	256,900	298,000
90	257,200	298,300
91	257,500	298,600
92	257,800	299,000
93	258,100	299,200
94		299,400
95		299,700
96		300,100
97		300,300
98		300,600
99		301,000
100		301,400
101		301,600
102		301,900
103		302,200
104		302,500
105		302,700
106		303,000
107		303,300
108		303,600

109		303,800
110		304,200
111		304,600
112		304,900
113		305,100
114		305,300
115		305,600
116		306,000
117		306,200
118		306,400
119		306,700
120		307,000
121		307,400
122		307,600
123		307,900
124		308,200
125		308,500

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全てのフルタイム会計年度任用職員に適用する。

別表第2（医療職給料表）

ア 医療職給料表(1)

職務の級	1 級	2 級
号給	給料月額	給料月額
	円	円
1	291,400	400,300
2	293,700	403,000
3	296,000	405,600
4	298,200	408,100
5	300,300	410,500
6	303,800	412,700
7	307,300	414,800
8	310,700	416,900
9	314,100	419,000
10	317,600	420,500
11	321,000	422,000
12	324,400	423,500
13	327,800	424,900
14	331,300	426,400
15	334,700	427,900
16	338,100	429,300
17	341,500	430,700
18	344,600	432,200
19	347,700	433,700
20	350,800	435,100
21	354,000	436,500
22	357,100	438,000
23	360,200	439,500
24	363,200	440,900
25	366,200	442,300
26	368,500	443,700
27	370,800	445,100
28	373,000	446,500
29	374,900	447,900
30	376,600	449,300
31	378,300	450,700
32	380,100	452,100
33	381,900	453,500
34	383,700	454,900
35	385,300	456,300
36	386,700	457,700
37	388,100	459,100
38	389,600	460,800
39	391,100	462,400
40	392,600	464,000
41	394,100	465,600
42	394,800	466,800
43	395,400	468,000
44	396,100	469,100
45	397,000	470,100
46	397,600	471,100
47	398,200	472,000
48	398,800	472,800
49	399,400	473,500

50	399,900	474,200
51	400,400	474,900
52	400,900	475,500
53	401,400	476,200
54	401,800	476,900
55	402,200	477,500
56	402,600	478,100
57	403,000	478,400
58	403,400	479,000
59	403,800	479,700
60	404,200	480,400
61	404,600	480,800
62	405,000	481,400
63	405,400	482,100
64	405,800	482,800
65	406,100	483,200
66		483,800
67		484,400
68		484,900
69		485,400
70		485,900
71		486,400
72		486,900
73		487,300
74		487,800
75		488,200
76		488,700
77		489,200
78		489,800
79		490,400
80		490,800
81		491,300
82		491,900
83		492,500
84		493,000
85		493,500

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(2)

職務の級	1 級	2 級
号給	給料月額	給料月額
	円	円
1	188,600	227,400
2	190,700	228,700
3	192,800	230,000
4	194,900	231,300
5	196,900	232,500
6	198,900	233,600
7	200,900	234,600
8	202,700	235,600
9	204,500	236,700
10	206,400	237,900
11	208,300	239,200
12	210,400	240,500
13	212,100	241,800
14	214,100	243,100
15	216,300	244,400
16	218,400	245,600
17	220,500	246,800
18	221,600	248,000
19	222,700	249,200
20	223,800	250,400
21	224,900	251,500
22	225,800	252,400
23	226,700	253,200
24	227,600	254,000
25	228,500	254,800
26	229,400	255,600
27	230,300	256,400
28	231,200	257,200
29	232,100	258,000
30	233,000	258,800
31	233,900	259,600
32	234,800	260,400
33	235,600	261,200
34	236,400	262,000
35	237,200	262,700
36	238,000	263,500
37	238,800	264,400
38	239,600	265,200
39	240,400	266,000
40	241,200	266,800
41	241,800	267,600
42	242,400	268,400
43	243,000	269,200
44	243,500	270,000
45	244,000	270,700
46	244,600	271,500
47	245,100	272,300
48	245,500	273,100
49	245,900	273,800
50	246,400	274,600
51	246,900	275,300

52	247,400	276,000
53	247,700	276,700
54	248,000	277,400
55	248,300	278,100
56	248,600	278,800
57	248,900	279,500
58	249,200	280,200
59	249,500	280,900
60	249,800	281,500
61	250,100	282,100
62	250,400	282,800
63	250,700	283,500
64	251,000	284,100
65	251,300	284,700
66	251,600	285,400
67	251,900	286,100
68	252,200	286,700
69	252,500	287,300
70	252,800	288,000
71	253,100	288,700
72	253,300	289,300
73	253,500	289,900
74	253,800	290,400
75	254,100	290,800
76	254,300	291,200
77	254,500	291,600
78	254,800	291,900
79	255,100	292,200
80	255,300	292,500
81	255,500	292,800
82	255,800	293,100
83	256,100	293,400
84	256,300	293,700
85	256,500	293,900
86		294,100
87		294,300
88		294,500
89		294,900
90		295,100
91		295,300
92		295,500
93		295,900
94		296,100
95		296,300
96		296,600
97		296,900
98		297,100
99		297,300
100		297,600
101		297,900
102		298,100
103		298,300
104		298,600
105		298,900

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他のフルタイム会計年度任用職員で規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職務の級	1 級	2 級
号給	給料月額	給料月額
	円	円
1	207,700	240,600
2	209,600	242,800
3	211,400	245,000
4	213,100	247,200
5	214,800	249,400
6	216,700	250,400
7	218,500	251,300
8	220,200	252,200
9	221,900	253,100
10	223,900	254,300
11	225,800	255,400
12	227,700	256,300
13	229,600	257,100
14	231,600	257,800
15	233,600	258,500
16	235,600	259,400
17	237,600	260,500
18	239,600	261,600
19	241,700	262,700
20	243,700	263,800
21	245,600	264,900
22	246,800	266,000
23	248,000	267,100
24	249,100	268,200
25	250,200	269,200
26	251,100	270,300
27	252,000	271,400
28	252,900	272,400
29	253,700	273,400
30	254,500	274,100
31	255,200	274,800
32	255,900	275,500
33	256,700	276,200
34	257,500	276,800
35	258,300	277,300
36	259,000	277,800
37	259,700	278,300
38	260,600	278,900
39	261,500	279,400
40	262,300	279,900
41	263,100	280,300
42	264,000	280,800
43	264,800	281,300
44	265,600	281,800
45	266,400	282,300
46	267,100	282,800
47	267,800	283,300
48	268,400	283,800
49	269,000	284,300
50	269,500	284,800
51	270,000	285,300
52	270,400	285,800
53	270,800	286,300
54	271,300	286,800

55	271,800	287,300
56	272,200	287,800
57	272,600	288,300
58	273,000	289,100
59	273,400	289,900
60	273,800	290,600
61	274,200	291,300
62	274,600	292,200
63	275,000	293,100
64	275,400	293,900
65	275,800	294,700
66	276,200	295,600
67	276,600	296,400
68	277,000	297,200
69	277,400	298,000
70	277,900	298,900
71	278,400	299,800
72	278,800	300,700
73	279,200	301,600
74	279,800	302,500
75	280,400	303,400
76	280,900	304,300
77	281,400	305,100
78	282,000	306,100
79	282,600	307,100
80	283,100	308,000
81	283,600	308,500
82	284,100	309,400
83	284,600	310,300
84	285,100	311,100
85	285,600	311,900
86	286,100	312,900
87	286,600	313,900
88	287,100	314,900
89	287,600	315,800
90	288,100	316,900
91	288,600	317,900
92	289,100	318,900
93	289,600	319,700
94	290,200	320,400
95	290,800	321,100
96	291,400	321,700
97	292,000	322,200
98	292,500	322,500
99	293,000	323,100
100	293,500	323,700
101	294,000	324,100
102	294,500	324,700
103	295,000	325,300
104	295,400	325,800
105	295,800	326,200
106	296,300	326,700
107	296,800	327,200
108	297,100	327,700
109	297,300	328,100
110	297,600	328,500
111	297,800	328,800
112	298,100	329,100
113	298,400	329,400

114	298,600	329,800
115	298,900	330,100
116	299,100	330,400
117	299,400	330,600
118	299,700	330,900
119	300,000	331,200
120	300,300	331,400
121	300,600	331,600
122	301,000	331,900
123	301,300	332,200
124	301,600	332,500
125	301,800	332,700
126	302,000	333,000
127	302,300	333,400
128	302,700	333,600
129	302,900	333,800
130	303,200	334,000
131	303,600	334,400
132	304,000	334,600
133	304,200	334,900
134	304,500	335,300
135	304,800	335,700
136	305,100	336,100
137	305,300	336,400
138	305,600	336,800
139	305,900	337,200
140	306,200	337,600
141	306,400	337,900
142	306,800	338,300
143	307,200	338,600
144	307,500	339,000
145	307,700	339,300
146	307,900	339,700
147	308,200	340,100
148	308,600	340,500
149	308,800	340,800
150	309,000	341,200
151	309,300	341,600
152	309,600	342,000
153	310,000	342,300
154	310,200	
155	310,400	
156	310,700	
157	311,000	
158	311,300	
159	311,600	
160	311,900	
161	312,300	
162	312,600	
163	312,900	
164	313,200	
165	313,600	
166	313,900	
167	314,200	
168	314,500	
169	314,900	

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する助産師、看護師、准看護師その他のフルタイム会計年度任用職員で規則で定めるものに適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条中岡崎市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第20条の2第3号及び第4号並びに第20条の3第1項第1号及び第3項第1号の改正規定並びに附則第6項の規定は、同年6月1日から施行する。

(号給の切替え)

- 2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において給与条例別表第1及び別表第2の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 4 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）第9条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして市長が規則で定める職員に対しては」と、同条第2項中「(5) 重度心身障がい者」とあるのは「(5) 重度心身障がい者」と、同条第3項中「13,000円とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(単身赴任手当に関する経過措置)

- 5 改正後の給与条例第13条第3項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

(刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う経過措置)

6 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされたものは、改正後の給与条例第20条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（委任）

7 前各項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

（岡崎市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

8 岡崎市職員の育児休業等に関する条例（平成4年岡崎市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第23条の表第22条第1項の項中欄中「第8条の2から第10条まで及び第11条の2」を「第8条の2及び第9条」に改め、同項右欄中「から第10条まで」を「、第9条」に改める。

附則別表 号給の切替表

ア 行政職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新号給							
	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1	2
11	7	3	3	1	1	1	1	2
12	8	4	4	1	1	1	1	2
13	9	5	5	1	1	1	1	2
14	10	6	6	2	1	1	1	3
15	11	7	7	3	1	1	1	3
16	12	8	8	4	1	1	1	3
17	13	9	9	5	1	1	1	3
18	14	10	10	6	2	1	2	3
19	15	11	11	7	3	1	2	4
20	16	12	12	8	4	1	2	4
21	17	13	13	9	5	1	2	4
22	18	14	14	10	6	1	2	
23	19	15	15	11	7	1	3	
24	20	16	16	12	8	2	3	
25	21	17	17	13	9	2	3	
26	22	18	18	14	10	2	3	
27	23	19	19	15	11	2	4	
28	24	20	20	16	12	3	4	
29	25	21	21	17	13	3	4	
30	26	22	22	18	14	3	4	
31	27	23	23	19	15	3	5	
32	28	24	24	20	16	3	5	
33	29	25	25	21	17	3	5	
34	30	26	26	22	18	4	5	
35	31	27	27	23	19	4	6	
36	32	28	28	24	20	4	6	
37	33	29	29	25	21	4	6	
38	34	30	30	26	22	4	6	
39	35	31	31	27	23	4	6	
40	36	32	32	28	24	4	7	
41	37	33	33	29	25	4	7	
42	38	34	34	30	26	5		
43	39	35	35	31	27	5		
44	40	36	36	32	28	5		
45	41	37	37	33	29	5		
46	42	38	38	34	30			
47	43	39	39	35	31			
48	44	40	40	36	32			
49	45	41	41	37	33			
50	46	42	42	38	34			

51	47	43	43	39	35			
52	48	44	44	40	36			
53	49	45	45	41	37			
54	50	46	46	42	38			
55	51	47	47	43	39			
56	52	48	48	44	40			
57	53	49	49	45	41			
58	54	50	50	46	42			
59	55	51	51	47	43			
60	56	52	52	48	44			
61	57	53	53	49	45			
62	58	54	54	50				
63	59	55	55	51				
64	60	56	56	52				
65	61	57	57	53				
66	62	58	58	54				
67	63	59	59	55				
68	64	60	60	56				
69	65	61	61	57				
70	66	62	62	58				
71	67	63	63	59				
72	68	64	64	60				
73	69	65	65	61				
74	70	66	66	62				
75	71	67	67	63				
76	72	68	68	64				
77	73	69	69	65				
78	74	70	70	66				
79	75	71	71	67				
80	76	72	72	68				
81	77	73	73	69				
82	78	74	74	70				
83	79	75	75	71				
84	80	76	76	72				
85	81	77	77	73				
86	82	78	78					
87	83	79	79					
88	84	80	80					
89	85	81	81					
90	86	82	82					
91	87	83	83					
92	88	84	84					
93	89	85	85					
94	90							
95	91							
96	92							
97	93							
98	94							
99	95							
100	96							
101	97							
102	98							
103	99							
104	100							
105	101							

106	102							
107	103							
108	104							
109	105							
110	106							
111	107							
112	108							
113	109							

イ 医療職給料表(1)の適用を受ける職員

旧号給	新号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	2
11	1	1	1	2
12	1	1	1	2
13	1	1	1	2
14	2	1	1	3
15	3	1	1	3
16	4	1	1	3
17	5	1	1	3
18	6	2	1	3
19	7	3	1	4
20	8	4	1	4
21	9	5	1	4
22	10	6	1	
23	11	7	1	
24	12	8	1	
25	13	9	1	
26	14	10	1	
27	15	11	1	
28	16	12	1	
29	17	13	1	
30	18	14	1	
31	19	15	1	
32	20	16	1	
33	21	17	1	
34	22	18	1	
35	23	19	1	
36	24	20	1	
37	25	21	1	
38	26	22	2	
39	27	23	2	
40	28	24	2	
41	29	25	2	
42	30	26	3	
43	31	27	3	
44	32	28	3	
45	33	29	3	
46	34	30	4	
47	35	31	4	
48	36	32	4	
49	37	33	4	
50	38	34	4	
51	39	35	5	

52	40	36	5	
53	41	37	5	
54	42	38	5	
55	43	39	5	
56	44	40	6	
57	45	41	6	
58	46	42	6	
59	47	43	6	
60	48	44	6	
61	49	45	7	
62	50	46	7	
63	51	47	7	
64	52	48	7	
65	53	49	8	
66	54	50		
67	55	51		
68	56	52		
69	57	53		
70	58	54		
71	59	55		
72	60	56		
73	61	57		
74	62	58		
75	63	59		
76	64	60		
77	65	61		
78	66	62		
79	67	63		
80	68	64		
81	69	65		
82	70	66		
83	71	67		
84	72	68		
85	73	69		
86	74	70		
87	75	71		
88	76	72		
89	77	73		
90	78			
91	79			
92	80			
93	81			
94	82			
95	83			
96	84			
97	85			

ウ 医療職給料表(2)の適用を受ける職員

旧号給	新号給					
	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1	1
7	3	3	1	1	1	1
8	4	4	1	1	1	1
9	5	5	1	1	1	1
10	6	6	2	1	1	1
11	7	7	3	1	1	1
12	8	8	4	1	1	1
13	9	9	5	1	1	1
14	10	10	6	2	1	1
15	11	11	7	3	1	1
16	12	12	8	4	1	1
17	13	13	9	5	1	1
18	14	14	10	6	2	2
19	15	15	11	7	3	3
20	16	16	12	8	4	4
21	17	17	13	9	5	5
22	18	18	14	10	6	6
23	19	19	15	11	7	7
24	20	20	16	12	8	8
25	21	21	17	13	9	9
26	22	22	18	14	10	10
27	23	23	19	15	11	11
28	24	24	20	16	12	12
29	25	25	21	17	13	13
30	26	26	22	18	14	14
31	27	27	23	19	15	15
32	28	28	24	20	16	16
33	29	29	25	21	17	17
34	30	30	26	22	18	18
35	31	31	27	23	19	19
36	32	32	28	24	20	20
37	33	33	29	25	21	21
38	34	34	30	26	22	
39	35	35	31	27	23	
40	36	36	32	28	24	
41	37	37	33	29	25	
42	38	38	34	30	26	
43	39	39	35	31	27	
44	40	40	36	32	28	
45	41	41	37	33	29	
46	42	42	38	34	30	
47	43	43	39	35	31	
48	44	44	40	36	32	
49	45	45	41	37	33	
50	46	46	42	38	34	
51	47	47	43	39	35	

52	48	48	44	40	36	
53	49	49	45	41	37	
54	50	50	46	42		
55	51	51	47	43		
56	52	52	48	44		
57	53	53	49	45		
58	54	54	50	46		
59	55	55	51	47		
60	56	56	52	48		
61	57	57	53	49		
62	58	58	54	50		
63	59	59	55	51		
64	60	60	56	52		
65	61	61	57	53		
66	62	62	58			
67	63	63	59			
68	64	64	60			
69	65	65	61			
70	66	66	62			
71	67	67	63			
72	68	68	64			
73	69	69	65			
74	70	70	66			
75	71	71	67			
76	72	72	68			
77	73	73	69			
78	74	74	70			
79	75	75	71			
80	76	76	72			
81	77	77	73			
82	78	78	74			
83	79	79	75			
84	80	80	76			
85	81	81	77			
86	82	82				
87	83	83				
88	84	84				
89	85	85				
90	86	86				
91	87	87				
92	88	88				
93	89	89				
94	90	90				
95	91	91				
96	92	92				
97	93	93				
98	94	94				
99	95	95				
100	96	96				
101	97	97				
102	98	98				
103	99	99				
104	100	100				
105	101	101				
106	102					

107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					

エ 医療職給料表(3)の適用を受ける職員

旧号給	新号給				
	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35

52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37
54	50	50	46	42	38
55	51	51	47	43	39
56	52	52	48	44	40
57	53	53	49	45	41
58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	
61	57	57	53	49	
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58	54	
67	63	63	59	55	
68	64	64	60	56	
69	65	65	61	57	
70	66	66	62		
71	67	67	63		
72	68	68	64		
73	69	69	65		
74	70	70	66		
75	71	71	67		
76	72	72	68		
77	73	73	69		
78	74	74	70		
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		
86	82	82	78		
87	83	83	79		
88	84	84	80		
89	85	85	81		
90	86	86	82		
91	87	87	83		
92	88	88	84		
93	89	89	85		
94	90	90			
95	91	91			
96	92	92			
97	93	93			
98	94	94			
99	95	95			
100	96	96			
101	97	97			
102	98	98			
103	99	99			
104	100	100			
105	101	101			
106	102	102			

107	103	103			
108	104	104			
109	105	105			
110	106	106			
111	107	107			
112	108	108			
113	109	109			
114	110				
115	111				
116	112				
117	113				
118	114				
119	115				
120	116				
121	117				
122	118				
123	119				
124	120				
125	121				

(理由)

この条例案を提出したのは、国家公務員の給与改定に準じ、職員の給与を改定し、及び配偶者に係る扶養手当を廃止するとともに、子に係る当該手当を引き上げ、並びに通勤手当の支給限度額を引き上げる等の必要があるによる。

岡崎市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について

岡崎市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年2月26日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

岡崎市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和26年岡崎市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第7条の3第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第4項中「第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を「並びに第2項」に改める。

第11条第1項第11号中「看護」を「看護等」に、「又は」を「、」に、「を行う」を「若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして規則で定める事由に伴うその子の世話をすること又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち規則で定めるものへの参加をする」に改める。

第12条第1項中「定める者」の次に「（第13条の2第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第13条の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第13条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

- 2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第13条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

第14条中「まで」の次に「、第13条の2及び前条」を加える。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務の制限の開始日とする改正後の岡崎市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第7条の3第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、当該請求を行うことができる。

（理由）

この条例案を提出したのは、国家公務員及び民間労働者との均衡を図るため、仕事と生活の両立支援の拡充に関する所要の規定を整備する必要があるによる。

岡崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

岡崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年2月26日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

岡崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年岡崎市条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表報酬の額の欄中「78,300円」を「80,200円」に、「49,800円」を「51,000円」に、「44,300円」を「45,300円」に、「32,200円」を「33,000円」に、「29,700円」を「30,400円」に、「155,500円」を「159,200円」に、「55,000円」を「56,300円」に、「48,800円」を「49,900円」に、「42,400円」を「43,400円」に、「36,900円」を「37,800円」に、「10,300円」を「10,600円」に、「19,200円」を「19,800円」に、「8,100円」を「8,300円」に、「416,000円」を「429,000円」に、「50,800円」を「51,900円」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、国家公務員の給与改定に準じ、特別職の職員で非常勤のもの報酬の額を改定する必要があるによる。

岡崎市職員等の旅費に関する条例の一部改正について

岡崎市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年2月26日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

岡崎市職員等の旅費に関する条例（昭和34年岡崎市条例第18号）の一部を次のように改正する。

目次中「第12条の3」を「第12条」に、「第29条」を「第31条」に改める。

第2条第1項第3号中「以下」を「次号において」に改め、同項第5号中「在勤庁」の次に「(常時勤務する在勤庁のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。))が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所)」を加え、同項第6号中「あつた」を「あった」に改め、同項第7号を削り、同項第8号中「扶養親族」を「家族」に、「内国旅行にあつては」を「内国旅行にあつては」に、「届出をしないが事実上」を「婚姻の届出をしていないが、事実上」に、「あるもの」を「ある者」に改め、「以下」の次に「この号及び次号において」を加え、「、主として職員の収入により生計を維持しているものをいい、外国旅行にあつては職員の配偶者及び子で、主として職員の収入により生計を維持している」を「職員と生計を一にするものをいい、外国旅行にあつては職員の配偶者及び子で職員と生計を一にする」に改め、同号を同項第7号とし、同項中第9号を第8号とし、同項に次の1号を加える。

- (9) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であつて、市と旅行役務提供契約（旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅

費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。)を締結したものをいう。

第2条第2項を次のように改める。

2 この条例において「在勤地」という場合には、在勤庁から4キロメートル以内の地域をいうものとする。

第3条第2項第1号及び第3号並びに第3項中「なつた」を「なった」に改め、同条第5項中「(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。)」及び「その出発前に」を削り、「を取り消され」を「の変更(取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。)」を受け」に、「において」を「その他規則で定める場合には」に改め、「があるときは、当該金額」を削り、「なつた」を「なる金額又は支出を要する」に改め、同条第6項中「(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。)」及び「交通機関の事故又は」を削り、「市長が」を「規則で」に、「なかつた」を「なかった」に改め、同条に次の1項を加える。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条第1項中「任命権者又はその委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。)」を「旅行命令権者」に、「よつて」を「よって」に改め、同条第2項中「よつては」を「よっては」に改め、同条第3項中「を変更(取消しを含む。以下同じ。)する」を「の変更をする」に、「これを変更する」を「その変更をする」に改め、同条第4項本文中「これを変更する」を「その変更をする」に改め、「以下」の次に「この条において」を加え、「当該旅行に関する事項を記載し、これ」を「規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項」に、「提示して」を「通知して」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、この限りでない。

第4条第5項を次のように改める。

5 前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

第5条第1項中「変更された」を「変更を受けた」に、「従つて」を「従って」に改め、同条第3項中「なかつた」を「なかった」に、「従つた」を「従った」に改める。

第6条の見出し中「種類」を「種目」に改め、同条第1項中「種類」を「種目」に、「車賃、宿泊料、食卓料、旅行雑費、移転料、着後手当、扶養親族移転料、支度料、日当」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費」に改め、同条第4項中「旅客運賃」を「旅客運賃等」に改め、同条第5項中「車賃」を「その他の交通費」に改め、「鉄道」の次に「(鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法(大正10年法律第76号)第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他規則で定めるものをいう。第13条第2項及び第16第1項において同じ。)」を加え、「。以下同じ」を削り、同条第6項から第10項までを次のように改める。

6 宿泊費は、第17条の額を上限とした実費額により支給する。ただし、宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、同条の額を超えて当該宿泊に要する費用の額を支給する。

7 包括宿泊費は、第18条に規定する合計額により支給する。

8 宿泊手当は、宿泊した夜数に応じ、1夜当たりの定額により支給する。

9 転居費は、赴任に伴う転居について、実費額により支給する。

10 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在について、支給する。

第6条第11項中「扶養親族移転料」を「家族移転費」に、「扶養親族の」を「家族の」に改め、同条第12項を次のように改める。

12 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費について、実費額により支給する。

第6条第13項を削り、同条第14項中「死亡手当は、」の次に「職員の外国における死亡(」を加え、「の規定に該当する場合」を「に規定する場合に限る。)」に、「定額等」を「定額」に改め、同項を同条第13項とし、第15項を削る。

第7条中「旅費は」の次に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとしてこの条例に規定する種目及び内容に基づき」を加え、「旅費により」を「旅費によって」に改め、同条ただし書中「よつて」を「よって」に、「よつた」を「よった」に改める。

第8条から第10条までを次のように改める。

第8条から第10条まで 削除

第11条及び第12条を削る。

第12条の2第1項中「もの」の次に「並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」を加え、「提出しなかつた」を「提出しなかつた」に、「旅費額」を「旅費又は旅費に相当する金額」に改め、「その旅費」の次に「又は旅費に相当する金額」を加え、「されなかつた」を「されなかつた」に、「金額の支給」を「支給又は支払」に改め、同条第3項中「あつた」を「あつた」に改め、同条第4項中「及び様式並びに」を「、」に、「前項」を「第3項」に改

め、「期間」の次に「並びに前項に規定する給与の種類その他の必要な事項」を加え、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 支出命令権者は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、当該支出命令権者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。

第12条の2を第11条とし、第12条の3を第12条とする。

第13条第1項各号列記以外の部分中「並びに」を「、」に改め、「座席指定料金」の次に「並びに寝台料金並びにこれらの費用に付随する費用」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、第2号から第6号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。

第13条第1項に次の2号を加える。

(5) 寝台料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、第1号に規定する運賃、第2号に規定する急行料金、第3号に規定する特別車両料金及び前号に規定する座席指定料金のほか、寝台料金

(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

第13条第2項を次のように改める。

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級（市長等が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

第13条第3項を削る。

第14条第1項各号列記以外の部分中「座席指定料金」の次に「並びにこれらの費用に付随する費用」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、第4号から第7号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。

第14条第1項第4号中「公務上の必要により」を削り、「支払った」を「支払った」に改め、同項に次の1号を加える。

(7) 前各号に掲げる費用に付随する費用

第15条から第19条までを次のように改める。

（航空賃）

第15条 航空賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）及び座席指定料金並びにこれらの費用に付随する費用による。

ただし、第2号及び第3号に掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。

- (1) 搭乗に要する運賃
- (2) 座席指定料金を徴する場合には、前号に掲げる運賃のほか、座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級（市長等が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

（その他の交通費）

第16条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。ただし、自家用車を使用した場合は、路程1キロメートルにつき40円以内で規則で定める額とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃
- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項ただし書の場合には、全路程を通算して計算し、路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

（宿泊費）

第17条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、1夜当たり27,000円を超えない範囲内で地域の実情及び旅行者の職務を勘案して規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

（包括宿泊費）

第18条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第13条から第16条までの規定による費用の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

（宿泊手当）

第19条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、

その額は、1夜当たり2,400円を超えない範囲内で通常要する費用の額を勘案して規則で定める定額とする。

第20条の見出しを「(転居費、着後滞在費及び家族移転費)」に改め、同条中「移転料、着後手当及び扶養親族移転料」を「転居費、着後滞在費及び家族移転費」に、「以下」を「第26条において」に改め、「いう。)」の次に「及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号。同条において「旅費法施行令」という。）」を加える。

第21条から第25条までを次のように改める。

(在勤地内旅行の旅費)

第21条 在勤地内における旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合その他の規則で定める場合において、規則で定める旅費に限り、支給する。

(退職者等の旅費)

第22条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族の旅費)

第23条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

第24条及び第25条 削除

第26条中「旅費法」の次に「及び旅費法施行令」を加える。

第29条を第31条とし、同条の前に次の1条を加える。

(旅費の返納)

第30条 支出命令権者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令権者は、前項に規定する返納に代えて、当該支出命令権者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

第28条を第29条とする。

第27条第1項中「公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した」を「市以外の者から旅費の支給を受ける」に改め、「当該」を削り、同条を第28条とし、第4章中同条の前に次の1条を加える。

(旅費の支給額の上限)

第27条 宿泊費及び包括宿泊費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第7条、第17条及び第18条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

別表を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の岡崎市職員等の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第2条第1項第5号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前にこの条例による改正前の岡崎市職員等の旅費に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第1項第5号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等の変更をする旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 新条例第3条第5項及び第6項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

4 新条例第30条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

(理由)

この条例案を提出したのは、国家公務員の旅費制度の見直しに準じ、職員等の旅費制度を定額制から実費制にする等の見直しをする必要があるによる。

岡崎市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正について

岡崎市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年2月26日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例

岡崎市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成13年岡崎市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第13号を第14号とし、第5号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会
附則第7項中「第2条第1項第10号」を「第2条第1項第11号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、職員を派遣することができる団体について、公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会を加える必要があるによる。

岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部
改正について

岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定めるものとする。

令和7年2月26日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正
する条例

岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年岡崎市
条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1項を次のように改める。

1	削除	
---	----	--

別表第1中18項を19項とし、17項を18項とし、16項の次に次のように加える。

17	市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の 管理に関する事務であって規則で定めるもの
----	----	---

別表第1に次のように加える。

20	教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の 管理に関する事務であって規則で定めるもの
----	-------	---

別表第2の1項中「、生活保護法」の次に「(昭和25年法律第144号)」を加え、
「、在宅ねたきり高齢者等見舞金（要介護認定を受け、在宅で介護を受けている
者を対象に支給する見舞金をいう。）の支給に関する情報」を削り、同表の1の
4項中「次項」を「4の2項」に改め、同表の1の5項中「児童福祉法による小
児慢性特定疾病医療費に関する情報、」、「、生活保護関係情報、地方税関係情報、
国民健康保険関係情報、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶
養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）、高齢者医

療給付等関係情報、中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）、母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当及び子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）附則第13条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第12条の規定による改正前の児童手当法附則第2条第1項の給付の支給に関する情報（18項において「児童手当関係情報」という。）」、「母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付けに関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障がい児福祉手当若しくは特別障がい者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報」及び「難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する情報」を削り、同表の4項中「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の次に「（昭和39年法律第129号）」を加え、同表の4の2項中「中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）」に改め、同表の5項中「児童扶養手当関係情報」を「児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）」に改め、同表の14項中「母子保健法」の次に「（昭和40年法律第141号）」を加え、同表の18項中「児童手当関係情報」を「児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当及び子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）附則第13条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第12条の規定による改正前の児童手当法附則第2条第1項の給付の支給に関する情報」に改め、同表に次のように加える。

24	市長	法別表の各項の下欄に掲げる事務（準法定事務を含む。）及び別表第1の各項（17項から20項までを除く。）の右欄に掲げる事務のうち規則で定める事務	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名関係情報」という。）であって規則で定めるもの
25	市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	前項の中欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報であって規則で定めるもの

26	教育委員会	法別表の各項の下欄に掲げる事務（準法定事務を含む。）及び別表第1の各項（18項及び19項に限る。）の右欄に掲げる事務のうち規則で定める事務	住登外者宛名関係情報であって規則で定めるもの
27	教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	前項の中欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報であって規則で定めるもの

別表第3中2項を3項とし、1項を2項とし、同項の前に次のように加える。

1	市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	住登外者宛名関係情報であって規則で定めるもの
---	----	---	-------	------------------------

別表第3に次のように加える。

4	教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住登外者宛名関係情報であって規則で定めるもの
---	-------	---	----	------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第2の1項の改正規定（「、在宅ねたきり高齢者等見舞金（要介護認定を受け、在宅で介護を受けている者を対象に支給する見舞金をいう。）の支給に関する情報」を削る部分に限る。） 令和7年4月1日
- (2) 別表第1の1項の改正規定、別表第2の1項の改正規定（「、生活保護法」の次に「(昭和25年法律第144号)」を加える部分に限る。）並びに同表の1の4項、1の5項、4項から5項まで、14項及び18項の改正規定 公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日

(理由)

この条例案を提出したのは、住登外者の情報の管理に関する事務の整理に伴い、個人番号利用事務の範囲及び庁内連携を行う個人番号利用事務並びに特定個人情報の提供の範囲を見直す等の必要があるによる。

岡崎市自転車等の放置の防止に関する条例の一部改正について

岡崎市自転車等の放置の防止に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 2 月 26 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市自転車等の放置の防止に関する条例の一部を改正する条例

岡崎市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 8 年岡崎市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「道路交通法第 2 条第 1 項第 10 号に規定する原動機付自転車」を「原動機付自転車（道路交通法第 2 条第 1 項第 10 号に規定する原動機付自転車をいう。第 14 条第 1 項第 2 号において同じ。）」に改める。

第 13 条第 1 項中「若しくは第 3 項」を「（第 3 項において準用する場合を含む。）」に改める。

第 18 条を第 19 条とし、第 14 条から第 17 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 13 条の次に次の 1 条を加える。

（費用の徴収）

第 14 条 市長は、前条第 1 項の規定により保管した自転車等又は同条第 3 項前段の規定により売却した代金を返還するときは、当該自転車等の撤去、保管、売却その他の措置に要した費用として、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を当該自転車等の利用者から徴収する。

- (1) 自転車 1 台につき 2,000 円
- (2) 原動機付自転車 1 台につき 3,000 円

2 前項の規定にかかわらず、市長は、自転車等が放置されたことにつき盗難その他やむを得ない事由があると認めるときは、同項の費用を徴収しないものとする。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(理由)

この条例案を提出したのは、放置自転車等の撤去、保管等に係る費用を当該放置自転車等の利用者から徴収する必要があるによる。

町の新設に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

町の新設に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定めるものとする。

令和7年2月26日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

町の新設に伴う関係条例の整理に関する条例

(岡崎市役所支所設置条例の一部改正)

第1条 岡崎市役所支所設置条例(昭和23年岡崎市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第2条の表岡崎市役所岡崎支所の項中「柱六丁目」の次に「、柱西」を、「針崎二丁目」の次に「、針崎西」を、「若松東三丁目」の次に「、若松西」を加える。

(岡崎市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 岡崎市消防本部及び消防署の設置等に関する条例(昭和39年岡崎市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第3条の表(2)項中「柱六丁目」を「柱六丁目 柱西」に、「若松東三丁目」を「若松東三丁目 若松西」に、「針崎二丁目」を「針崎二丁目 針崎西」に改める。

(岡崎市消防団条例の一部改正)

第3条 岡崎市消防団条例(昭和39年岡崎市条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1 岡崎消防団の項中「若松町」を「若松町 若松西」に、「針崎二丁目」を「針崎二丁目 針崎西」に、「柱六丁目」を「柱六丁目 柱西」に改める。

附 則

この条例は、岡崎駅南土地区画整理事業の換地処分公告があった日の翌日か

ら施行する。

(理由)

この条例案を提出したのは、岡崎駅南土地区画整理事業による町の新設に伴い、関係する条例の規定を整理する必要があるによる。

岡崎市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

岡崎市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年2月26日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

岡崎市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年岡崎市条例第15号）の一部を次のように改正する。

目次中「第6章 補則（第21条）」を「第6章 岡崎市災害弔慰金等支給審査委員会（第21条）」に改める。

第6章 岡崎市災害弔慰金等支給審査委員会
第7章 補則（第22条）

第1条中「第15条第3項及び第16条第1項において」を「以下」に改める。
第21条を第22条とする。

第6章を第7章とし、第5章の次に次の1章を加える。

第6章 岡崎市災害弔慰金等支給審査委員会

第21条 法第18条の規定により、岡崎市災害弔慰金等支給審査委員会（次項及び第3項において「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、市長の諮問に応じ、災害弔慰金及び災害障がい見舞金の支給に関する事項について調査審議する。

3 委員会は、委員7人以内をもつて組織する。

4 委員は、学識経験を有する者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

5 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前項本文の規定にかかわらず、市長が必要と認める場合には、3年の範囲内で市長が定める期間を委員の任期とすることができる。

- 7 委員は、再任されることができる。
- 8 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(理由)

この条例案を提出したのは、災害弔慰金及び災害障がい見舞金の支給に関する事項を調査審議するための附属機関を置く必要があるによる。

令和 7 年第 32 号議案

岡崎市民生委員定数条例の一部改正について

岡崎市民生委員定数条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 2 月 26 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市民生委員定数条例の一部を改正する条例

岡崎市民生委員定数条例（平成 26 年岡崎市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

本則中「575人」を「579人」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 12 月 1 日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、世帯数の増加等に伴い負担が増した民生委員の負担軽減を図るため、民生委員の定数を増員する必要があるによる。

令和7年第33号議案

岡崎市高齢者生きがいセンター条例の廃止について

岡崎市高齢者生きがいセンター条例を廃止する条例を次のように定めるものとする。

令和7年2月26日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市高齢者生きがいセンター条例を廃止する条例

岡崎市高齢者生きがいセンター条例（平成3年岡崎市条例第8号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、高齢者の就業率の上昇等を踏まえ、高齢者生きがいセンターを廃止する必要があるによる。

令和7年第34号議案

岡崎市ふれあいデイサービスセンター条例の廃止について

岡崎市ふれあいデイサービスセンター条例を廃止する条例を次のように定めるものとする。

令和7年2月26日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市ふれあいデイサービスセンター条例を廃止する条例

岡崎市ふれあいデイサービスセンター条例（平成17年岡崎市条例第76号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、本市の介護予防施策の方向性等を踏まえ、ふれあいデイサービスセンターを廃止する必要があるによる。

岡崎市総合老人福祉センター条例の一部改正について

岡崎市総合老人福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年2月26日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市総合老人福祉センター条例の一部を改正する条例

岡崎市総合老人福祉センター条例（平成元年岡崎市条例第10号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

岡崎市高年者センター条例

第1条及び第2条中「総合老人福祉センター」を「高年者センター」に改める。

第3条第1項の表以外の部分中「総合老人福祉センター」を「高年者センター」に改め、同項の表中「岡崎市総合老人福祉センター」を「高年者センター岡崎」に改め、同条第2項を削る。

第4条中「総合老人福祉センター」を「高年者センター」に改め、同条に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げるもののほか、高年者センターの業務として市長が適当と認めるもの

第5条中「総合老人福祉センター」を「高年者センター」に改める。

第6条第1項中「若しくは養護老人ホーム」を削り、「又は」を「及び」に、「総合老人福祉センター使用料」を「高年者センター使用料」に改め、同条第2項第2号を削り、同項第3号中「100円」を「200円」に改め、同号を同項第2号とする。

第9条及び第10条中「総合老人福祉センター」を「高年者センター」に改める。

第11条第1項及び第2項中「総合老人福祉センター」を「高年者センター」に改め、同条第3項中「総合老人福祉センター使用料」を「高年者センター使用料」に、「総合老人福祉センターの」を「高年者センターの」に改める。

別表老人福祉センターの項を次のように改める。

老人福祉センター	入浴施設以外の施設	午前9時から午後5時まで	<ul style="list-style-type: none"> (1) 日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この表において「祝日法による休日」という。）（同法に規定する敬老の日（以下この表において「敬老の日」という。）を除く。） (3) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで
	入浴施設	午前10時30分から午後3時まで	<ul style="list-style-type: none"> (1) 日曜日、月曜日（敬老の日を除く。）、水曜日及び金曜日 (2) 祝日法による休日（敬老の日を除く。） (3) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 次号及び第3号に掲げる規定以外の規定 令和7年4月1日
- (2) 第6条第2項第3号の改正規定（同号を同項第2号とする部分を除く。）
令和7年10月1日
- (3) 第4条に1号を加える改正規定、第6条第1項の改正規定（「総合老人福祉センター使用料」を「高年者センター使用料」に改める部分を除く。）、同条第2項第2号を削る改正規定、同項第3号を同項第2号とする改正規定及

び別表老人福祉センターの項の改正規定 令和8年4月1日

(理由)

この条例案を提出したのは、総合老人福祉センターの持続的な運営を図るため、その名称を改めるとともに、入浴施設の使用料及び営業日を見直す等の必要があるによる。

岡崎市地域福祉センター条例の一部改正について

岡崎市地域福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年2月26日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市地域福祉センター条例の一部を改正する条例

岡崎市地域福祉センター条例（平成6年岡崎市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1号を加える。

- (3) 前2号に掲げるもののほか、地域福祉センターの業務として市長が相当と認めるもの

第6条第1項中「老人福祉センター」の次に「(岡崎市中央地域福祉センターに係るものを除く。次項第2号において同じ。)」を加え、同条第2項第2号中「100円」を「200円」に改める。

別表老人福祉センターの項を次のように改める。

老人福祉センター	入浴施設以外の施設	午前9時から午後5時まで	(1) 日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この表において「祝日法による休日」という。）（同法に規定する敬老の日（以下この表において「敬老の日」という。）を
----------	-----------	--------------	--

		除く。) (3) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで
	入浴施設 午前10時30分から午後3時まで	(1) 日曜日、月曜日（敬老の日を除く。） 、水曜日及び金曜日 (2) 祝日法による休日（敬老の日を除く。） (3) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第6条第1項の改正規定は公布の日から、同条第2項第2号の改正規定は令和7年10月1日から施行する。

(理由)

この条例案を提出したのは、施設の持続的な運営を図るため、入浴施設の使用料及び営業日を見直す等の必要があるによる。

岡崎市敬老祝金の支給に関する条例の一部改正について

岡崎市敬老祝金の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年2月26日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市敬老祝金の支給に関する条例の一部を改正する条例

岡崎市敬老祝金の支給に関する条例（平成13年岡崎市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中「基準日の属する年の前年の12月31日から」及び「までの間において87歳に達し、又は達するもの及び同日」を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条の規定は、この条例の施行の日以後に到来する基準日に係る敬老祝金の支給について適用し、この条例の施行の日前に到来した基準日に係る敬老祝金の支給については、なお従前の例による。

（理由）

この条例案を提出したのは、支給対象者の増加、本市の財政状況等を踏まえ、敬老祝金の支給対象を見直す必要があるによる。

岡崎市介護保険条例の一部改正について

岡崎市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年2月26日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市介護保険条例の一部を改正する条例

岡崎市介護保険条例（平成12年岡崎市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号ウ及び第4号ア中「80万円」を「809,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第3条の規定は、令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（理由）

この条例案を提出したのは、介護保険法施行令の一部改正に伴い、保険料率の算定に関する基準を改める必要があるによる。

岡崎市国民健康保険条例の一部改正について

岡崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年2月26日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例

岡崎市国民健康保険条例（平成24年岡崎市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第17条中「65万円」を「66万円」に改める。

第26条中「24万円」を「26万円」に改める。

第35条第1項中「65万円」を「66万円」に改め、同項第2号中「295,000円」を「305,000円」に改め、同項第3号中「545,000円」を「56万円」に改め、同条第2項中「10円」を「1円」に改め、同条第4項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同条第5項中「65万円」を「66万円」に改める。

第36条の2第4項第1号中「10円」を「1円」に改める。

第36条の3第1項中「65万円」を「66万円」に改め、同条第2項中「10円」を「1円」に改め、同条第3項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同条第4項及び第5項中「65万円」を「66万円」に改め、同条第6項中「10円」を「1円」に改め、同条第7項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同条第8項中「65万円」を「66万円」に改める。

第40条第1項中「10円」を「1円」に改め、同項の表(2)項中「第3項の申請書を提出する日現在において、当該年」を「賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合は、その発生した日）の属する年（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合であって、その発生した日の属する月が1月、2月又は3月の場合にあっては前年）」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第17条、第26条、第35条第1項、第2項、第4項及び第5項、第36条の2第4項、第36条の3並びに第40条第1項の規定は、令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(理由)

この条例案を提出したのは、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の基礎賦課限度額及び後期高齢者支援金等賦課限度額を引き上げるとともに、保険料の軽減対象を拡大し、保険料賦課の適正化を図る等の必要があるによる。

令和7年第40号議案

岡崎市公衆浴場における衛生措置等の基準に関する条例の一部改正
について

岡崎市公衆浴場における衛生措置等の基準に関する条例の一部を改正する条例
を次のように定めるものとする。

令和7年2月26日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市公衆浴場における衛生措置等の基準に関する条例の一部を改正する
条例

岡崎市公衆浴場における衛生措置等の基準に関する条例（平成24年岡崎市条例
第69号）の一部を次のように改正する。

第4条第4号イ中「大腸菌群」を「大腸菌」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、公衆浴場における水質基準等に関する指針の一部
改正に準じ、公衆浴場の浴槽の湯に係る水質基準を見直す必要があるによる。

岡崎市くらがり溪谷レクリエーション施設条例の一部改正について

岡崎市くらがり溪谷レクリエーション施設条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年2月26日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市くらがり溪谷レクリエーション施設条例の一部を改正する条例

岡崎市くらがり溪谷レクリエーション施設条例（平成17年岡崎市条例第88号）の一部を次のように改正する。

第5条中「コテージ、」を削り、「コテージ等」を「山の家等」に改める。

第8条中「コテージ等」を「山の家等」に改める。

別表第1及び別表第2中コテージの項を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、くらがり溪谷レクリエーション施設の一つであるコテージについて、その老朽化等に鑑み、当該施設を廃止する必要があるによる。

岡崎市道路の占用に関する条例及び岡崎市準用河川流水占用料等徴収条例の一部改正について

岡崎市道路の占用に関する条例及び岡崎市準用河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 2 月 26 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市道路の占用に関する条例及び岡崎市準用河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

(岡崎市道路の占用に関する条例の一部改正)

第 1 条 岡崎市道路の占用に関する条例（昭和 29 年岡崎市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表

区分		占用料	
		単位	金額
法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工 作物	第 1 種電柱	1 本につき 1 年	990
	第 2 種電柱		1,500
	第 3 種電柱		2,000
	第 1 種電話柱		880
	第 2 種電話柱		1,400
	第 3 種電話柱		1,900
	その他の柱類		88
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ 1 メートルにつき 1 年	9
	地下に設ける電線その他の線類		5

	路上に設ける変圧器			1個につき1年	860
	地下に設ける変圧器			占用面積1平方メートルにつき1年	530
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所			1個につき1年	1,800
	郵便差出箱及び信書便差出箱				740
	広告塔			表示面積1平方メートルにつき1年	2,200
	その他のもの			占用面積1平方メートルにつき1年	1,800
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの			長さ1メートルにつき1年	37
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの				53
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの				79
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの				110
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの				160
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの				210
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの				370
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの				530
	外径が1メートル以上のもの				1,100
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象と	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	5
			その他の		18

	して設置する導線その他の線類	もの		
	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき1年	1,400
	その他のもの	上空に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	880
		地下に設けるもの		530
	その他のもの			1,800
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占有面積1平方メートルにつき1年	1,800
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		近傍類似の土地の時価に0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		近傍類似の土地の時価に0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		近傍類似の土地の時価に0.007を乗じて得た額
	上空に設ける通路			1,100
	地下に設ける通路			660

	その他のもの			1,800
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	22
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1箇月	220
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下この表において「政令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1箇月	220
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	2,200
	標識		1本につき1年	1,400
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	22
		その他のもの	1本につき1箇月	220
	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	22
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1箇月	220
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1箇月	2,200
		その他のもの		1,100
	政令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1箇月	220
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				180

政令第7条第8号に掲げる施設 (同号に規定する特定連結路附属地に設けるものを除く。)	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	近傍類似の土地の時価に0.009を乗じて得た額
	上空に設けるもの			近傍類似の土地の時価に0.017を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		近傍類似の土地の時価に0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		近傍類似の土地の時価に0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		近傍類似の土地の時価に0.007を乗じて得た額
その他のもの		近傍類似の土地の時価に0.025を乗じて得た額		
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物		近傍類似の土地の時価に0.012を乗じて得た額	

	その他のもの	近傍類似の土地の時価に0.009を乗じて得た額
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	近傍類似の土地の時価に0.012を乗じて得た額
	上空に設けるもの	近傍類似の土地の時価に0.022を乗じて得た額
	その他のもの	近傍類似の土地の時価に0.031を乗じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具		近傍類似の土地の時価に0.025を乗じて得た額

(岡崎市準用河川流水占用料等徴収条例の一部改正)

第2条 岡崎市準用河川流水占用料等徴収条例(平成12年岡崎市条例第26号)の一部を次のように改正する。

別表第2柱類又は塔類の敷地用の項及び排水管又はこれに類する物件用の項を次のように改める。

柱類又は塔類の敷地用	第1種電柱	1本につき1年	990円
	第2種電柱		1,500円
	第3種電柱		2,000円
	第1種電話柱		880円
	第2種電話柱		1,400円

	第3種電話柱		1,900円
	その他の柱類		88円
	塔類	占用面積1平方メートルにつき1年	185円
排水管又はこれに類する物件用	外径0.07メートル未満	長さ1メートルにつき1年	37円
	外径0.07メートル以上 外径0.1メートル未満		53円
	外径0.1メートル以上 外径0.15メートル未満		79円
	外径0.15メートル以上 外径0.2メートル未満		110円
	外径0.2メートル以上 外径0.3メートル未満		160円
	外径0.3メートル以上 外径0.4メートル未満		210円
	外径0.4メートル以上 外径0.7メートル未満		370円
	外径0.7メートル以上 外径1メートル未満		530円
	外径1メートル以上		1,100円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の岡崎市道路の占用に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に道路の占用の許可を受けた者について適用し、施行日前に当該許可を受けた者については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の岡崎市準用河川流水占用料等徴収条例別表第2の規定は、施行日以後に準用河川について河川法（昭和39年法律第167号）第100条第1項において準用する同法第24条の規定による許可を受けた者について適用し、施行日前に当該許可を受けた者については、なお従前の例による。

(理由)

この条例案を提出したのは、道路等に係る愛知県の占用料の額の改定に準じ、本市が所管する道路及び準用河川の占用料の額を改定する必要があるによる。

岡崎市市営住宅条例の一部改正について

岡崎市市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 2 月 26 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市市営住宅条例の一部を改正する条例

岡崎市市営住宅条例（平成 9 年岡崎市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 号に次のただし書を加える。

ただし、市長が別に定める市営住宅にあつては、この限りでない。

第 7 条第 2 号に次のただし書を加える。

ただし、前号ただし書に規定する市営住宅にあつては、この限りでない。

第 8 条第 3 項を削る。

別表第 1 に次のように加える。

大樹寺住宅	岡崎市大樹寺二丁目 8 番地
-------	----------------

別表第 2 イの表に次のように加える。

大樹寺住宅集会所	岡崎市大樹寺二丁目 8 番地
----------	----------------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例中第 7 条第 1 号にただし書を加える改正規定、同条第 2 号にただし書を加える改正規定及び第 8 条第 3 項を削る改正規定並びに次項及び附則第 3 項の規定は令和 7 年 4 月 1 日から、別表第 1 に次のように加える改正規定及び別表第 2 イの表に次のように加える改正規定は同年 8 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 大樹寺住宅の入居の許可その他の準備行為は、令和 7 年 8 月 1 日前において

もこれを行うことができる。

- 3 前項の規定により、令和7年8月1日前に同日以後の大樹寺住宅の入居の許可を受けた者からは、同日前においても当該許可に係るこの条例による改正後の岡崎市市営住宅条例に定める額の敷金を徴収する。

(理由)

この条例案を提出したのは、住宅に困窮する若年単身世帯が市営住宅へ入居できるよう一部の市営住宅について入居者の資格を緩和し、及び大樹寺荘の建替えに伴い、新設する市営住宅等の名称及び位置を定める必要があるによる。

岡崎市消防団員退職報償金条例の一部改正について

岡崎市消防団員退職報償金条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年2月26日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市消防団員退職報償金条例の一部を改正する条例

岡崎市消防団員退職報償金条例（昭和39年岡崎市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

別表を次のように改める。

別表

階級	勤務年数						
	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満	30年以上35年未満	35年以上
団長	239,000 円	344,000 円	459,000 円	594,000 円	779,000 円	979,000 円	1,079,000 円
副団長	229,000 円	329,000 円	429,000 円	534,000 円	709,000 円	909,000 円	1,009,000 円
部長	219,000 円	318,000 円	413,000 円	513,000 円	659,000 円	849,000 円	949,000 円
副部長	214,000 円	303,000 円	388,000 円	478,000 円	624,000 円	809,000 円	909,000 円
班長	204,000 円	283,000 円	358,000 円	438,000 円	564,000 円	734,000 円	834,000 円
消防員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	789,000

	円	円	円	円	円	円	円
--	---	---	---	---	---	---	---

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第5条第1号の改正規定は、同年6月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した消防団員について適用し、同日前に退職した消防団員については、なお従前の例による。

(理由)

この条例案を提出したのは、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、消防団員退職報償金の勤務年数区分に、新たな区分を追加する等の必要があるによる。

令和6年度岡崎市一般会計補正予算（第7号）

令和6年度岡崎市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,518,662千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ155,177,125千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の追加及び変更は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加及び変更は、「第3表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の廃止及び変更は、「第4表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第5条 地方債の追加及び変更は、「第5表 地方債補正」による。

令和7年2月26日提出

岡崎市長 内田 康 宏

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	市税	69,280,607	920,000	70,200,607
	1 市民税	28,632,951	920,000	29,552,951
4	配当割交付金	528,000	100,000	628,000
	1 配当割交付金	528,000	100,000	628,000
5	株式等譲渡所得割交付金	360,000	400,000	760,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	360,000	400,000	760,000
6	法人事業税交付金	1,286,000	350,000	1,636,000
	1 法人事業税交付金	1,286,000	350,000	1,636,000
7	地方消費税交付金	8,932,000	800,000	9,732,000
	1 地方消費税交付金	8,932,000	800,000	9,732,000
12	地方交付税	50,000	162,517	212,517
	1 地方交付税	50,000	162,517	212,517
14	分担金及び負担金	1,031,916	△28,832	1,003,084
	1 負担金	1,031,916	△28,832	1,003,084
15	使用料及び手数料	2,358,214	△98,015	2,260,199
	1 使用料	1,277,473	1,368	1,278,841
	2 手数料	1,080,741	△99,383	981,358
16	国庫支出金	28,089,427	△775	28,088,652
	1 国庫負担金	17,853,752	161,869	18,015,621
	2 国庫補助金	10,155,278	△162,644	9,992,634
17	県支出金	10,189,523	△31,583	10,157,940
	1 県負担金	6,605,347	37,016	6,642,363
	2 県補助金	2,599,359	△54,650	2,544,709
	3 委託金	964,063	△13,949	950,114
18	財産収入	1,518,198	△15,123	1,503,075
	1 財産運用収入	318,258	△499	317,759

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 財産売却収入	千円 1,199,940	千円 △14,624	千円 1,185,316
19	寄附金	686,385	△1,988	684,397
	1 寄附金	686,385	△1,988	684,397
20	繰入金	9,379,675	△390,765	8,988,910
	2 基金繰入金	9,211,783	△390,765	8,821,018
21	繰越金	1,903,003	777,300	2,680,303
	1 繰越金	1,903,003	777,300	2,680,303
22	諸収入	5,734,189	386,926	6,121,115
	5 雑入	4,180,286	386,926	4,567,212
23	市債	6,489,000	189,000	6,678,000
	1 市債	6,489,000	189,000	6,678,000
	歳入合計	151,658,463	3,518,662	155,177,125

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	議会費	704,865	△12,178	692,687
	1 議会費	704,865	△12,178	692,687
2	総務費	14,772,142	1,941,541	16,713,683
	1 総務管理費	7,564,507	2,477,208	10,041,715
	2 総務諸費	4,864,081	△488,312	4,375,769
	3 徴税費	1,230,560	△1,140	1,229,420
	4 戸籍住民基本台帳費	573,734	△2,938	570,796
	5 選挙費	397,981	△43,277	354,704
3	民生費	61,536,428	58,771	61,595,199
	1 社会福祉費	16,610,853	190,302	16,801,155
	2 老人福祉費	12,240,352	△36,073	12,204,279
	3 児童福祉費	27,773,708	△94,388	27,679,320
	4 生活保護費	4,911,015	△1,070	4,909,945
4	衛生費	18,035,986	△1,436,242	16,599,744
	1 保健衛生費	6,806,350	△131,203	6,675,147
	2 衛生諸費	3,894,004	△407,957	3,486,047
	3 環境費	2,071,656	△798,262	1,273,394
	4 清掃費	5,263,976	△98,820	5,165,156
6	農林業費	2,278,681	△31,282	2,247,399
	1 農業費	1,126,539	△23,752	1,102,787
	2 農業基盤整備費	742,948	5,671	748,619
	3 林業費	409,194	△13,201	395,993
7	商工費	3,099,974	8,400	3,108,374
	1 商工費	3,099,974	8,400	3,108,374
8	土木費	22,032,372	325,088	22,357,460
	1 土木管理費	1,265,789	△8,879	1,256,910

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	2 交通安全対策費	322,700	4,500	327,200
	3 道路橋りょう費	4,786,844	△127,571	4,659,273
	4 河川費	441,597	48,400	489,997
	5 都市計画費	8,450,836	558,287	9,009,123
	6 公園緑地費	4,374,521	△2,727	4,371,794
	7 土地区画整理費	741,203	△90,924	650,279
	8 住宅費	1,648,882	△55,998	1,592,884
9	消防費	4,591,523	△26,570	4,564,953
	1 消防費	4,591,523	△26,570	4,564,953
10	教育費	17,470,549	2,695,134	20,165,683
	1 教育総務費	2,672,714	△92,451	2,580,263
	2 小学校費	1,917,174	1,396,470	3,313,644
	3 中学校費	1,525,970	1,598,336	3,124,306
	4 学校教育費	8,014,167	△74,322	7,939,845
	5 社会教育費	2,480,951	△118,552	2,362,399
	6 保健体育費	859,573	△14,347	845,226
12	公債費	6,852,226	△4,000	6,848,226
	1 公債費	6,852,226	△4,000	6,848,226
	歳 出 合 計	151,658,463	3,518,662	155,177,125

第2表 継続費補正

1 追加

款	項	事業名	総額	年度	年割額
10 教育費	3 中学校費	中学校校舎改修事業 (岩津中学校中棟)	912,262 千円	令和6年度	94,203 千円
				令和7年度	50,420
				令和8年度	767,639
		中学校屋内運動場 空調設備整備事業	2,667,126	令和6年度	966,603
				令和7年度	0
				令和8年度	1,700,523
		矢作中学校 校舎整備事業	79,488	令和6年度	5,922
				令和7年度	0
				令和8年度	73,566
		岩津中学校 校舎整備事業	86,895	令和6年度	23,258
				令和7年度	0
				令和8年度	63,637

2 変更

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年割額	総 額	年 度	年割額
2 総務費	2 総 務 諸 費	シビックセンター施設整備事業	千円 2,602,721	令和6年度	23,424	千円 2,602,721	令和6年度	700
				令和7年度	1,382,044		令和7年度	1,382,044
				令和8年度	1,197,253		令和8年度	1,219,977
3 民生費	3 児 童 福祉費	放課後対策施設整備事業（市営住宅大樹寺荘）	36,643	令和5年度	4,400	36,643	令和5年度	4,400
				令和6年度	20,544		令和6年度	20,062
				令和7年度	11,699		令和7年度	12,181
		福岡南保育園舎整備事業	658,605	令和6年度	29,080	652,339	令和6年度	17,230
				令和7年度	629,525		令和7年度	635,109
8 土木費	5 都 市 計画費	岡崎駅周辺整備事業	336,380	令和6年度	117,788	336,380	令和6年度	50,700
				令和7年度	170,126		令和7年度	142,716
				令和8年度	48,466		令和8年度	142,964

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年割額	総 額	年 度	年割額
8 土木費	5 都 市 計画費	東岡崎駅 交通施設 整備事業	千円 10,440,000	令和5年度	千円 0	千円 10,440,000	令和5年度	千円 0
				令和6年度	461,808		令和6年度	461,808
				令和7年度	1,291,828		令和7年度	1,115,880
				令和8年度	3,225,299		令和8年度	2,536,333
				令和9年度	3,792,632		令和9年度	3,792,632
				令和10年度	1,668,433		令和10年度	2,533,347
	6 公 園 緑地費	岡崎中央 総合公園 総合 体育館 改修事業	1,324,411	令和6年度	251,500	1,200,410	令和6年度	172,700
				令和7年度	1,072,911		令和7年度	1,027,710
	7 土 地 区 画 整理費	柱 町 線 整備事業 (第2期)	1,814,059	令和2年度	186,000	1,764,059	令和2年度	186,000
				令和3年度	2,420		令和3年度	2,420
				令和4年度	441,840		令和4年度	441,840
				令和5年度	877,551		令和5年度	877,551
				令和6年度	306,248		令和6年度	256,248

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年割額	総 額	年 度	年割額
8 土木費	8 住宅費	市 営 住 宅 建 設 事 業 (大 樹 寺 荘 B 棟)	千円		千円	千円		千円
			1,443,163	令和5年度	144,540	1,487,097	令和5年度	144,540
				令和6年度	505,332		令和6年度	489,951
			令和7年度	793,291		令和7年度	852,606	
10 教育費	2 小 学 校 費	小 学 校 校 舎 改 修 事 業 (根 石 小 学 校 北 棟)	1,090,454	令和5年度	94,072	1,066,847	令和5年度	94,072
				令和6年度	66,727		令和6年度	937,505
				令和7年度	929,655		令和7年度	35,270
		小 学 校 校 舎 改 修 事 業 (美 合 小 学 校 南 棟)	471,247	令和5年度	27,846	459,893	令和5年度	27,846
				令和6年度	43,450		令和6年度	416,548
				令和7年度	399,951		令和7年度	15,499
	美 合 小 学 校 校 舎 整 備 事 業	66,089	令和6年度	4,739	61,135	令和6年度	61,135	
			令和7年度	61,350		令和7年度	0	

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年割額	総 額	年 度	年割額
10 教育費	3 中 学 校 費	中 学 校 校 舎 改 修 事 業 (矢 作 中 学 校 北・中棟)	千円		千円	千円		千円
			1,494,875	令和5年度	43,589	1,454,480	令和5年度	43,589
				令和6年度	85,002		令和6年度	626,422
				令和7年度	589,519		令和7年度	737,565
		令和8年度	776,765		令和8年度	46,904		
	5 社 会 教育費	美 術 博 物 館 改 修 事 業 (第2期)	1,928,087	令和6年度	201,101	1,651,172	令和6年度	107,620
				令和7年度	1,719,797		令和7年度	1,537,126
				令和8年度	7,189		令和8年度	6,426
		地 域 文 化 広 場 施 設 整 備 事 業	349,414	令和6年度	14,376	334,296	令和6年度	14,376
				令和7年度	335,038		令和7年度	319,920

第3表 繰越明許費補正

1 追加

款	項	事業名	金額
4 衛生費	1 保健衛生費	難病対策事業	100 千
	2 衛生諸費	水道事業会計出資事業	83,423
	3 環境費	地域脱炭素移行推進事業	134,450
8 土木費	1 土木管理費	宅地耐震化推進事業	9,900
	2 交通安全対策費	交通安全施設整備事業	11,000
	3 道路橋りょう費	道路新設改良事業 (矢作川右岸南北道路)	41,900
		橋りょう耐震事業	115,450
		橋りょう長寿命化 修繕事業	44,410
		橋りょう新設改良事業 (中根橋)	11,993
		橋りょう新設改良事業 (若砂橋)	141,000
	4 河川費	河川改修事業	48,400
5 都市計画費	景観環境まちづくり 推進事業	26,400	

款	項	事業名	金額
8 土木費	7 土地区画整理費	(仮) 本宿駅西土地区画整理組合設立準備事業	千 23,254
9 消防費	1 消防費	災害対策設備整備事業	10,977
10 教育費	2 小学校費	小学校施設保全事業 (岩津小学校ほか1校)	126,126
	3 中学校費	中学校施設保全事業 (北中学校)	257

2 変更

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
8 土 木 費	3 道 路 橋 りょう費	道路整備事業	80,000	道路整備事業	147,700
		阿知和地区 工業団地関連 道路整備事業	430,100	阿知和地区 工業団地関連 道路整備事業	848,783
		本宿駅周辺 地域拠点関連 道路整備事業	15,000	本宿駅周辺 地域拠点関連 道路整備事業	162,944
	5 都 市 計 画 費	スマートイン ターチェンジ 整 備 事 業	1,030,138	スマートイン ターチェンジ 整 備 事 業	1,321,574
	6 公 園 緑 地 費	さくらの 名所づくり 推 進 事 業	26,400	さくらの 名所づくり 推 進 事 業	35,400
				千円	

第4表 債務負担行為補正

1 廃止

事 項	期 間	限 度 額
本庁舎太陽光発電設備等の賃借に要する経費	令和7年度から 令和16年度まで	千円 13,362
岡崎中央総合公園大型蓄電池の賃借に要する経費	令和7年度から 令和17年度まで	311,160

2 変更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
電気自動車等の賃借に要する経費	令和7年度から 令和12年度まで	千円 725,124	令和7年度から 令和11年度まで	千円 17,336

第5表 地方債補正

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
河川改修事業費	千円 20,000	普通貸借又は証券発行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金等についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する融資条件による。ただし、融資条件又は財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利債に借換えすることができる。
小学校校舎改修事業費	432,000			
小学校校舎建設事業費	9,000			
中学校校舎改修事業費	662,000			
計	1,123,000			

2 変更

起債の目的	補正前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
保育園施設整備事業費	80,000	普通貸借又は証券発行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金等についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する融資条件による。ただし、融資条件又は財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利債に借換えすることができる。
水道事業費	488,000			
最終処分場施設整備事業費	25,000			
道路整備事業費	1,558,000			
スマートインターチェンジ整備事業費	372,000			
岡崎駅周辺整備事業費	70,000			
都市計画道路整備事業費	320,000			
公園整備事業費	1,084,000			
岡崎駅東土地区画整理事業費	123,000			
公営住宅整備事業費	336,000			
消防施設整備事業費	195,000			
美術博物館整備事業費	116,000			
計	6,414,000			

補	正		後
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 74,000	変 更 な し	変 更 な し	変 更 な し
86,000			
24,000			
1,506,000			
437,000			
35,000			
319,000			
670,000			
105,000			
333,000			
173,000			
71,000			
5,480,000			

令和6年度岡崎市阿知和地区工業団地造成事業特別会計補正予算
(第3号)

令和6年度岡崎市の阿知和地区工業団地造成事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,733千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,069,325千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和7年2月26日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	繰入金	382,057	△4,733	377,324
	1 一般会計繰入金	382,057	△4,733	377,324
	歳入合計	5,074,058	△4,733	5,069,325

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2	工業団地造成費	4,736,191	△1,000	4,735,191
	1 工業団地造成費	4,736,191	△1,000	4,735,191
3	公債費	337,331	△3,733	333,598
	1 公債費	337,331	△3,733	333,598
	歳出合計	5,074,058	△4,733	5,069,325

第2表 繰越明許費補正
変更

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
2 工業団地 造成費	1 工業団地 造成費	阿知和地区 工業団地 造成事業	千冊 25,861	阿知和地区 工業団地 造成事業	千冊 3,005,861

令和6年度岡崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和6年度岡崎市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（事業勘定の歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ21,576千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33,605,936千円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（直営診療所勘定の歳入歳出予算の補正）

第2条 直営診療所勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,986千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100,973千円とする。

2 直営診療所勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第2表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月26日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
5	県支出金	22,407,331	△11,847	22,395,484
	1 県補助金	22,407,330	△11,847	22,395,483
7	繰入金	3,544,055	△9,554	3,534,501
	1 一般会計繰入金	3,244,055	△9,554	3,234,501
9	諸収入	66,607	△175	66,432
	2 雑入	41,503	△175	41,328
	歳入合計	33,627,512	△21,576	33,605,936

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	686,692	△4,392	682,300
	1 総務管理費	605,778	△4,392	601,386
3	国民健康保険事業費納付金	10,239,327	0	10,239,327
	1 医療給付費分	7,061,099	0	7,061,099
4	保健事業費	387,162	△13,449	373,713
	2 特定健康診査等事業費	357,761	△13,449	344,312
6	諸支出金	58,503	△3,735	54,768
	2 直営診療所勘定繰出金	15,944	△3,735	12,209
	歳出合計	33,627,512	△21,576	33,605,936

第2表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	診療収入	67,844	△3,708	64,136
	1 外来診療収入	60,536	△3,708	56,828
3	繰入金	36,640	△278	36,362
	1 事業勘定繰入金	15,944	△3,735	12,209
	2 一般会計繰入金	20,696	3,457	24,153
	歳入合計	104,959	△3,986	100,973

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	59,723	0	59,723
	1 総務管理費	59,723	0	59,723
2	医業費	44,736	△3,986	40,750
	1 医業費	44,736	△3,986	40,750
	歳出合計	104,959	△3,986	100,973

令和6年度岡崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

令和6年度岡崎市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ130,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,179,927千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和7年2月26日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	後期高齢者医療保険料	6,154,351	△130,000	6,024,351
	1 後期高齢者医療保険料	6,154,351	△130,000	6,024,351
	歳入合計	7,309,927	△130,000	7,179,927

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2	後期高齢者医療広域連合納付金	7,178,819	△130,000	7,048,819
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	7,178,819	△130,000	7,048,819
	歳 出 合 計	7,309,927	△130,000	7,179,927

第2表 債務負担行為補正
変更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
納入通知書印字封入封緘 ^{かん} に 要 す る 経 費	令和7年度から 令和8年度まで	千 19,081	令 和 7 年 度	千 8,667

令和6年度岡崎市介護保険特別会計補正予算（第3号）

令和6年度岡崎市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ117,140千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27,844,630千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月26日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3	国庫支出金	5,334,160	38,442	5,372,602
	1 国庫負担金	4,810,755	40,000	4,850,755
	2 国庫補助金	523,405	△1,558	521,847
4	支払基金交付金	7,099,866	49,630	7,149,496
	1 支払基金交付金	7,099,866	49,630	7,149,496
5	県支出金	3,643,534	22,806	3,666,340
	1 県負担金	3,547,043	25,000	3,572,043
	2 県補助金	96,491	△2,194	94,297
7	繰入金	4,949,836	41,906	4,991,742
	1 一般会計繰入金	4,250,397	△7,334	4,243,063
	2 基金繰入金	699,439	49,240	748,679
9	諸収入	149,696	△35,644	114,052
	2 雑入	147,390	△35,644	111,746
	歳入合計	27,727,490	117,140	27,844,630

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	742,151	△65,609	676,542
	1 総務管理費	410,772	△48,860	361,912
	3 介護認定審査会費	308,854	△16,749	292,105
2	保険給付費	25,702,923	200,000	25,902,923
	1 介護サービス等諸費	23,679,525	200,000	23,879,525
3	地域支援事業費	728,054	△17,251	710,803
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	573,176	△11,681	561,495
	2 一般介護予防事業費	42,474	△4,679	37,795
	3 包括的支援事業・任意事業費	111,364	△891	110,473
	歳 出 合 計	27,727,490	117,140	27,844,630

令和6年度岡崎市継続契約集合支払特別会計補正予算（第2号）

令和6年度岡崎市の継続契約集合支払特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ71,212千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,696,034千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月26日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	繰入金	1,767,246	△71,212	1,696,034
	1 一般会計繰入金	1,761,805	△71,212	1,690,593
	歳入合計	1,767,246	△71,212	1,696,034

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	継続契約集合支出	1,767,246	△71,212	1,696,034
	1 継続契約集合支出	1,767,246	△71,212	1,696,034
	歳 出 合 計	1,767,246	△71,212	1,696,034

令和6年度岡崎市額田北部診療所特別会計補正予算（第2号）

令和6年度岡崎市の額田北部診療所特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,595千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109,819千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和7年2月26日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	診療収入	91,762	△3,639	88,123
	1 外来診療収入	83,314	△3,639	79,675
4	繰入金	6,677	2,044	8,721
	1 一般会計繰入金	6,677	2,044	8,721
7	市債	5,000	△2,000	3,000
	1 市債	5,000	△2,000	3,000
	歳入合計	113,414	△3,595	109,819

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	56,723	0	56,723
	1 総務管理費	56,723	0	56,723
2	医業費	56,191	△3,595	52,596
	1 医業費	56,191	△3,595	52,596
	歳出合計	113,414	△3,595	109,819

第2表 地方債補正
変更

起債の目的	補正前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
診療所施設整備事業費	千円 5,000	普通貸借	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金等についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する融資条件による。ただし、融資条件又は財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利債に借換えすることができる。

補	正		後
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千冊 3,000	変 更 な し	変 更 な し	変 更 な し

令和7年第52号議案

令和6年度岡崎市こども発達医療センター特別会計補正予算（第3号）

令和6年度岡崎市のこども発達医療センター特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,778千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ275,038千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月26日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	診療収入	70,981	8,573	79,554
	1 外来診療収入	70,981	8,573	79,554
3	繰入金	182,136	△15,968	166,168
	1 一般会計繰入金	182,136	△15,968	166,168
5	諸収入	13,342	△1,383	11,959
	2 雑入	11,092	△1,383	9,709
	歳入合計	283,816	△8,778	275,038

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	188,146	△4,882	183,264
	1 総務管理費	188,146	△4,882	183,264
2	医業費	58,378	△3,896	54,482
	1 医業費	58,378	△3,896	54,482
	歳出合計	283,816	△8,778	275,038

令和6年度岡崎市宮崎財産区特別会計補正予算（第2号）

令和6年度岡崎市の宮崎財産区特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ580千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,627千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月26日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3	繰入金	4,205	△580	3,625
	1 基金繰入金	4,205	△580	3,625
	歳入合計	5,207	△580	4,627

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3	区有林費	1,943	△580	1,363
	1 区有林費	1,943	△580	1,363
	歳出合計	5,207	△580	4,627

令和6年度岡崎市形埜財産区特別会計補正予算（第2号）

令和6年度岡崎市の形埜財産区特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,810千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月26日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3	繰入金	663	△663	0
	1 基金繰入金	663	△663	0
4	繰越金	1	713	714
	1 繰越金	1	713	714
	歳入合計	1,760	50	1,810

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	28	550	578
	1 総務管理費	28	550	578
3	区有林費	1,392	△500	892
	1 区有林費	1,392	△500	892
4	予備費	50	0	50
	1 予備費	50	0	50
	歳出合計	1,760	50	1,810

令和6年度岡崎市病院事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和6年度病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和6年度病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のように改める。

（項目）	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
(4) 主要な建設改良事業			
建設改良費事業費	1,033,618千円	△104,835千円	928,783千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 病院事業収益	26,771,427千円	8,916千円	26,780,343千円
第2項 医業外収益	2,529,666千円	8,916千円	2,538,582千円
	支	出	
第1款 病院事業費用	27,917,180千円	97,926千円	28,015,106千円
第1項 医業費用	27,053,853千円	78,308千円	27,132,161千円
第2項 医業外費用	820,234千円	19,618千円	839,852千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条中本文括弧書を改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,850,274千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,800千円並びに過年度分損益勘定留保資金2,846,474千円で補填するものとする。）。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 資本的収入	1,865,600千円	△99,599千円	1,766,001千円
第1項 他会計負担金	985,024千円	△5,099千円	979,925千円
第4項 企業債	877,000千円	△94,500千円	782,500千円
	支	出	
第1款 資本的支出	4,721,110千円	△104,835千円	4,616,275千円
第1項 建設改良費	1,873,756千円	△104,835千円	1,768,921千円

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のように改める。

区分	起債の 目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
補 正 前	設備改修 事業費	683,300 ^千	普通貸借	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金等についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する融資条件による。ただし、融資条件又は企業財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利債に借換えすることができる。
補 正 後	設備改修 事業費	588,800	変更なし	変更なし	変更なし

(たな卸資産購入限度額)

第6条 予算第10条中「6,000,000千円」を「6,200,000千円」に改める。

令和7年2月26日提出

岡崎市長 内田 康 宏

令和6年度岡崎市水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和6年度水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和6年度水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のように改める。

（項目）	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
(2) 年間総給水量	40,981,000m ³	△363,000m ³	40,618,000m ³
(3) 1日平均給水量	112,277m ³	△995m ³	111,282m ³
(4) 主要な建設改良事業			
管路耐震化等工事 事業費	3,054,538千円	308,241千円	3,362,779千円
施設更新工事 事業費	652,389千円	△43,300千円	609,089千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 水道事業収益	8,119,989千円	△52,679千円	8,067,310千円
第1項 営業収益	7,057,164千円	△30,055千円	7,027,109千円
第2項 営業外収益	1,062,823千円	△22,624千円	1,040,199千円
	支	出	
第1款 水道事業費用	7,675,955千円	△195,879千円	7,480,076千円
第1項 営業費用	7,412,551千円	△191,482千円	7,221,069千円
第2項 営業外費用	234,843千円	△4,397千円	230,446千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条中本文括弧書を改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,074,772千円は建設改良積立金500,000千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額314,880千円並びに過年度分損益勘定留保資金3,259,892千円で補填するものとする。）。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 資本的収入	2,053,127千円	△407,896千円	1,645,231千円

第2項	出資金	925,976千円	△392,391千円	533,585千円
第3項	工事負担金	522,350千円	△180,000千円	342,350千円
第7項	補助金	0千円	164,495千円	164,495千円
	支出			
第1款	資本的支出	5,455,173千円	264,830千円	5,720,003千円
第1項	建設改良費	4,003,923千円	264,941千円	4,268,864千円
第2項	企業債償還金	1,351,250千円	△111千円	1,351,139千円

(継続費)

第5条 過年度議決済みに係る継続費の総額及び年割額を次のように改める。

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1資本的支出	1建設改良費	額田南部浄水場設備更新事業	千円		千円	千円		千円
			330,000	令和5年度	0	291,000	令和5年度	0
				令和6年度	259,600		令和6年度	220,600
			令和7年度	70,400		令和7年度	70,400	

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	1,020,148千円	△40,124千円	980,024千円

令和7年2月26日提出

岡崎市長 内田 康 宏

令和6年度岡崎市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和6年度下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる

（業務の予定量）

第2条 令和6年度下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のように改める。

（項 目）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
（4） 主要な建設改良事業			
管渠 ^{きよ} 施設築造工事 事業費	2,606,000千円	△692,253千円	1,913,747千円
管渠 ^{きよ} 施設改良工事 事業費	1,570,273千円	194,728千円	1,765,001千円
ポンプ施設改良工事 事業費	818,259千円	63,020千円	881,279千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 下水道事業収益	10,495,581千円	△87,276千円	10,408,305千円
第1項 営業収益	6,486,502千円	△35,087千円	6,451,415千円
第2項 営業外収益	4,007,593千円	△52,189千円	3,955,404千円
支 出			
第1款 下水道事業費用	10,225,925千円	△172,828千円	10,053,097千円
第1項 営業費用	9,302,763千円	△138,953千円	9,163,810千円
第2項 営業外費用	915,144千円	△33,875千円	881,269千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条中本文括弧書を改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,857,846千円は過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額29,227千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額183,811千円、過年度分損益勘定留保資金3,184,619千円並びに当年度分損益勘定留保資金460,189千円で補填するものとする。）。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 資本的収入	6,833,073千円	△608,570千円	6,224,503千円

第1項	企業債	4,857,100千円	△662,600千円	4,194,500千円
第2項	出資金	156,490千円	△904千円	155,586千円
第3項	負担金	102,010千円	10,977千円	112,987千円
第4項	補助金	1,716,254千円	43,957千円	1,760,211千円
支 出				
第1款	資本的支出	10,733,370千円	△651,021千円	10,082,349千円
	第1項 建設改良費	6,414,076千円	△651,021千円	5,763,055千円
(企業債)				

第5条 予算第7条に定めた起債の限度額を次のように改める。

区分	起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
補正前	下水道事業費	千円 4,116,000	普通貸借	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金等についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する融資条件による。ただし、融資条件又は企業財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利債に借換えすることができる。
補正後	下水道事業費	3,453,400	変更なし	変更なし	変更なし

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第10条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	555,252千円	△11,560千円	543,692千円

令和7年2月26日提出

岡崎市長 内田 康 宏

令和7年度岡崎市一般会計予算

令和7年度岡崎市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ153,690,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(繰越明許費)

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第4条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第4表 債務負担行為」による。

(地方債)

第5条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第5表 地方債」による。

(一時借入金)

第6条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第7条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合とする。

令和7年2月26日提出

岡崎市長 内田 康 宏

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 市税		千円 72,297,774
	1 市民税	31,457,520
	2 固定資産税	29,020,300
	3 軽自動車税	1,111,694
	4 市たばこ税	2,122,026
	5 鉱産税	611
	6 入湯税	500
	7 事業所税	2,985,239
	8 都市計画税	5,599,884
2 地方譲与税		987,000
	1 地方揮発油譲与税	217,000
	2 自動車重量譲与税	655,000
	3 森林環境譲与税	115,000
3 利子割交付金		46,000
	1 利子割交付金	46,000
4 配当割交付金		605,000
	1 配当割交付金	605,000
5 株式等譲渡所得割交付金		535,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	535,000
6 法人事業税交付金		1,267,000
	1 法人事業税交付金	1,267,000
7 地方消費税交付金		10,186,000
	1 地方消費税交付金	10,186,000
8 ゴルフ場利用税交付金		86,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	86,000
9 自動車取得税交付金		1

款	項	金額
	1 自動車取得税交付金	千円 1
10	環境性能割交付金	300,000
	1 環境性能割交付金	300,000
11	地方特例交付金	505,778
	1 地方特例交付金	491,089
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税 減収補填特別交付金	14,689
12	地方交付税	50,000
	1 地方交付税	50,000
13	交通安全対策特別交付金	42,238
	1 交通安全対策特別交付金	42,238
14	分担金及び負担金	1,090,681
	1 負担金	1,090,681
15	使用料及び手数料	2,343,241
	1 使用料	1,306,272
	2 手数料	1,036,969
16	国庫支出金	27,157,018
	1 国庫負担金	20,721,301
	2 国庫補助金	6,353,981
	3 委託金	81,736
17	県支出金	11,203,418
	1 県負担金	6,861,601
	2 県補助金	3,170,023
	3 委託金	1,153,434
	4 県交付金	18,360
18	財産収入	1,612,073

款	項	金 額
		千円
	1 財産運用収入	407,525
	2 財産売払収入	1,204,548
19	寄附金	567,789
	1 寄附金	567,789
20	繰入金	6,660,937
	1 特別会計繰入金	168,467
	2 基金繰入金	6,492,470
21	繰越金	1
	1 繰越金	1
22	諸収入	7,222,051
	1 延滞金及び過料	100,001
	2 市預金利子	11,293
	3 貸付金元利収入	920,004
	4 受託事業収入	542,582
	5 雑入	5,648,171
23	市債	8,925,000
	1 市債	8,925,000
	歳 入 合 計	153,690,000

歳出

款	項	金額
1 議会費		千円 726,717
	1 議会費	726,717
2 総務費		15,374,362
	1 総務管理費	7,551,548
	2 総務諸費	4,176,497
	3 徴税費	1,945,558
	4 戸籍住民基本台帳費	1,185,084
	5 選挙費	158,050
	6 統計調査費	263,823
	7 監査委員費	93,802
3 民生費		64,830,785
	1 社会福祉費	15,746,101
	2 老人福祉費	12,378,700
	3 児童福祉費	31,767,524
	4 生活保護費	4,938,407
	5 災害救助費	53
4 衛生費		15,927,266
	1 保健衛生費	6,171,542
	2 衛生諸費	3,383,390
	3 環境費	1,418,009
	4 清掃費	4,954,325
5 労働費		100,633
	1 労働諸費	100,633
6 農林業費		1,624,670
	1 農業費	619,605
	2 農業基盤整備費	674,932

款	項	金額
	3 林業費	330,133
7 商工費		2,824,059
	1 商工費	2,824,059
8 土木費		25,061,049
	1 土木管理費	1,281,202
	2 交通安全対策費	300,719
	3 道路橋りょう費	4,844,809
	4 河川費	402,798
	5 都市計画費	8,605,656
	6 公園緑地費	7,298,084
	7 土地区画整理費	369,310
	8 住宅費	1,958,471
9 消防費		4,637,804
	1 消防費	4,637,804
10 教育費		15,847,692
	1 教育総務費	2,703,137
	2 小学校費	1,759,971
	3 中学校費	1,071,879
	4 学校教育費	5,547,446
	5 社会教育費	3,973,245
	6 保健体育費	792,014
11 災害復旧費		75,000
	1 公共土木施設災害復旧費	35,000
	2 農林業施設災害復旧費	15,000
	3 文教施設災害復旧費	10,000
	4 その他公共公用施設災害復旧費	15,000

款	項	金 額
12 公債費		千円 6,559,961
	1 公債費	6,559,961
13 諸支出金		2
	1 普通財産取得費	2
14 予備費		100,000
	1 予備費	100,000
	歳 出 合 計	153,690,000

第2表 継続費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
10 教育費	4 学校 教育費	旧西部学校 給食センター 解体事業	千円 183,920	令和7年度	千円 124,146
				令和8年度	59,774

第3表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
8 土木費	3 道路橋りょう費	道路整備事業	200,000
		橋りょう耐震事業	107,800
		橋りょう新設改良事業 (若 砂 橋)	129,000
	4 河川費	施設修繕事業	35,712

第4表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
議長車の購入に要する経費	令和8年度	千円 9,400
タブレット端末の賃借に要する経費	令和8年度から 令和10年度まで	13,508
会議録作成に要する経費	令和8年度	770
税外収入管理システム改修 に 要 す る 経 費	令和8年度	21,835
市長車の購入に要する経費	令和8年度	9,400
学区市民ホーム照明器具の賃借 に 要 す る 経 費	令和8年度から 令和17年度まで	27,175
地域交流センター照明器具の賃借 に 要 す る 経 費	令和8年度から 令和17年度まで	76,274
市民税等資料処理に要する経費	令和8年度	2,937
市民税当初賦課データ入力等 に 要 す る 経 費	令和8年度	815
個人住民税税額通知書等 印字封入封緘 ^{かん} に要する経費	令和8年度から 令和9年度まで	20,495
軽自動車税納税通知書等 印字封入封緘 ^{かん} に要する経費	令和8年度	3,732
税総合システム改修に要する経費	令和8年度	67,642

事 項	期 間	限 度 額
土地家屋経年異動判読及び地番図家屋図修正に要する経費	令和8年度	千円 72,281
督促状等印字封入封緘 ^{かん} に要する経費	令和8年度	7,599
地域福祉センター照明器具の賃借に要する経費	令和8年度から 令和17年度まで	68,325
保育園照明器具の賃借に要する経費	令和8年度から 令和17年度まで	7,192
こども園照明器具の賃借に要する経費	令和8年度から 令和17年度まで	8,068
福岡南保育園園舎の改修に要する経費	令和8年度	395,722
電気自動車等の賃借に要する経費	令和8年度から 令和12年度まで	631,774
ごみ収集車の購入に要する経費	令和8年度	30,740
農業振興地域整備計画の改定に要する経費	令和8年度	8,558

事 項	期 間	限 度 額
愛知県信用保証協会 に対する損失補償	令和8年度	<p style="text-align: right;">千円</p> 平成21年度から平成23年度 において岡崎市中小企業事業 資金の不況対策資金を愛知県 信用保証協会の信用保証によ り融資を受け、かつ同協会が 期間延長に伴う条件変更に応 じた者が、償還元利金の全部 又は一部を返済しない場合に おいて愛知県信用保証協会が 代位弁済に係る求償権償却額 から中小企業信用保険法に基 づく保険金として受領した額 を控除した額の2分の1に相 当する額
愛知県信用保証協会 に対する損失補償	令和8年度から 令和22年度まで	岡崎市中小企業事業資金の経 営改善資金を愛知県信用保証 協会の信用保証により融資を 受けた者が、その償還期限後 一定の日時を経過しても償還 元利金の全部又は一部を返済 しない場合において愛知県信 用保証協会が代位弁済に係る 求償権償却額から中小企業信 用保険法に基づく保険金とし て受領した額を控除した額の 2分の1に相当する額
阿知和地区工業団地関連道路等整備 に要する経費	令和8年度	47,000

事 項	期 間	限 度 額
地域公共交通計画の改定に要する経費	令和8年度	千円 9,680
中央総合公園大型蓄電池の賃借に要する経費	令和8年度から 令和17年度まで	215,908
市営住宅照明器具の賃借に要する経費	令和8年度から 令和17年度まで	27,767
消防庁舎照明器具の賃借に要する経費	令和8年度から 令和17年度まで	34,456
小学校照明器具の賃借に要する経費	令和8年度から 令和17年度まで	141,833
小学校防犯カメラの賃借に要する経費	令和8年度から 令和13年度まで	27,937
中学校照明器具の賃借に要する経費	令和8年度から 令和17年度まで	49,450
学校給食配送（南部学校給食センター）に要する経費	令和8年度	8,760
総合学習センター照明器具の賃借に要する経費	令和8年度から 令和17年度まで	23,673
市民センター照明器具の賃借に要する経費	令和8年度から 令和17年度まで	46,062
図書館交流プラザ照明器具の賃借に要する経費	令和8年度から 令和17年度まで	179,246

事 項	期 間	限 度 額
岡崎市土地開発公社による公共用地の先行取得に要する経費	令和7年度から 令和12年度まで	千円 6,467,000
岡崎市土地開発公社が融資を受ける金融機関に対する債務保証	令和7年度から 令和8年度まで	6,700,000

第5表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
シビックセンター施設整備事業費	900,000	普通貸借又は証券発行	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金等についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する融資条件による。ただし、融資条件又は財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利債に借換えすることができる。
保育園施設整備事業費	457,000			
放課後児童クラブ整備事業費	1,000			
水道事業費	191,000			
林道整備事業費	9,000			
道路整備事業費	1,706,000			
河川改修事業費	8,000			
スマートインターチェンジ整備事業費	269,000			
岡崎駅周辺整備事業費	79,000			
都市計画道路整備事業費	415,000			
東岡崎駅周辺地区整備事業費	152,000			
公園整備事業費	2,698,000			
公営住宅整備事業費	635,000			
消防施設整備事業費	168,000			
防災設備整備事業費	8,000			
美術博物館整備事業費	1,028,000			
地域文化広場整備事業費	201,000			
計	8,925,000			

令和7年度岡崎市阿知和地区工業団地造成事業特別会計予算

令和7年度岡崎市の阿知和地区工業団地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,991,523千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

令和7年2月26日提出

岡崎市長 内田 康 宏

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 繰入金		千円 369,522
	1 一般会計繰入金	369,522
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 市債		3,622,000
	1 市債	3,622,000
	歳 入 合 計	3,991,523

歳出

款	項	金 額
1 総務費		千円 20
	1 総務管理費	20
2 工業団地造成費		3,625,046
	1 工業団地造成費	3,625,046
3 公債費		365,957
	1 公債費	365,957
4 予備費		500
	1 予備費	500
歳 出 合 計		3,991,523

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
阿知和地区工業団地造成等に要する経費	令和8年度	<div style="text-align: right;">千円</div> 262,000

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
工業団地造成事業費	千 3,622,000	普通貸借	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金等についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する融資条件による。ただし、融資条件又は財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利債に借換えすることができる。

令和7年度岡崎市国民健康保険事業特別会計予算

令和7年度岡崎市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(事業勘定の歳入歳出予算)

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ32,504,363千円と定める。

2 事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(事業勘定の債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により事業勘定の債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(事業勘定の歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により事業勘定の歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費並びに保険給付費に係る予算額に過不足を生じた場合とする。

(直営診療所勘定の歳入歳出予算)

第4条 直営診療所勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ101,305千円と定める。

2 直営診療所勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第3表 歳入歳出予算」による。

令和7年2月26日提出

岡崎市長 内田 康 宏

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
		千円
1	国民健康保険料	7,474,517
	1 国民健康保険料	7,474,517
2	一部負担金	1
	1 一部負担金	1
3	使用料及び手数料	22
	1 手数料	22
4	国庫支出金	2
	1 国庫負担金	1
	2 国庫補助金	1
5	県支出金	21,667,905
	1 県補助金	21,667,904
	2 財政安定化基金交付金	1
6	財産収入	7,477
	1 財産運用収入	7,477
7	繰入金	3,294,335
	1 一般会計繰入金	3,194,335
	2 基金繰入金	100,000
8	繰越金	1
	1 繰越金	1
9	諸収入	60,103
	1 延滞金・加算金及び過料	25,004
	2 雑入	35,099
	歳入合計	32,504,363

歳出

款	項	金 額
1 総務費		千円 732,723
	1 総務管理費	647,952
	2 徴収費	84,367
	3 運営協議会費	404
2 保険給付費		21,527,089
	1 療養諸費	18,695,402
	2 諸給付費	2,831,687
3 国民健康保険事業費納付金		9,827,841
	1 医療給付費分	6,818,125
	2 後期高齢者支援金等分	2,287,755
	3 介護納付金分	721,961
4 保健事業費		363,612
	1 保健事業費	31,596
	2 特定健康診査等事業費	332,016
5 基金積立金		7,477
	1 基金積立金	7,477
6 諸支出金		44,621
	1 償還金及び還付加算金	36,300
	2 直営診療所勘定繰出金	8,321
7 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		32,504,363

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
督促状等印字封入封緘 に要する経費	令和8年度	千円 6,879

第3表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 診療収入		千円 69,500
	1 外来診療収入	56,992
	2 その他診療収入	12,508
2 使用料及び手数料		237
	1 手数料	237
3 繰入金		31,440
	1 事業勘定繰入金	8,321
	2 一般会計繰入金	23,119
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		127
	1 雑入	127
	歳 入 合 計	101,305

歳出

款	項	金額
1 総務費		千円 60,075
	1 総務管理費	60,075
2 医業費		40,730
	1 医業費	40,730
3 予備費		500
	1 予備費	500
歳 出 合 計		101,305

令和7年度岡崎市後期高齢者医療特別会計予算

令和7年度岡崎市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,661,568千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合とする。

令和7年2月26日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
		千円
1	後期高齢者医療保険料	6,517,577
	1 後期高齢者医療保険料	6,517,577
2	使用料及び手数料	1
	1 手数料	1
3	繰入金	1,124,584
	1 一般会計繰入金	1,124,584
4	繰越金	1
	1 繰越金	1
5	諸収入	19,405
	1 延滞金・加算金及び過料	900
	2 償還金及び還付加算金	7,729
	3 雑入	10,776
	歳 入 合 計	7,661,568

歳出

款	項	金 額
1 総務費		千円 140,354
	1 総務管理費	113,941
	2 徴収費	26,413
2 後期高齢者医療広域連合納付金		7,513,485
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	7,513,485
3 諸支出金		7,729
	1 償還金及び還付加算金	7,729
歳 出 合 計		7,661,568

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
納入通知書印字封入封緘 に要する経費	令和8年度	9,372 千円
督促状等印字封入封緘 に要する経費	令和8年度	1,335

令和7年度岡崎市介護保険特別会計予算

令和7年度岡崎市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27,622,387千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費並びに保険給付費に係る予算額に過不足を生じた場合とする。

令和7年2月26日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
		千円
1	保険料	6,312,666
	1 介護保険料	6,312,666
2	使用料及び手数料	10
	1 手数料	10
3	国庫支出金	5,318,405
	1 国庫負担金	4,802,906
	2 国庫補助金	515,499
4	支払基金交付金	7,147,748
	1 支払基金交付金	7,147,748
5	県支出金	3,699,074
	1 県負担金	3,602,717
	2 県補助金	96,357
6	財産収入	13,610
	1 財産運用収入	13,610
7	繰入金	5,000,676
	1 一般会計繰入金	4,279,308
	2 基金繰入金	721,368
8	繰越金	1
	1 繰越金	1
9	諸収入	130,197
	1 延滞金・加算金及び過料	1,501
	2 雑入	128,696
	歳入合計	27,622,387

歳出

款	項	金額
1 総務費		千円 731,288
	1 総務管理費	418,979
	2 徴収費	25,132
	3 介護認定審査会費	286,770
	4 趣旨普及費	407
2 保険給付費		25,987,989
	1 介護サービス等諸費	23,933,209
	2 介護予防サービス等諸費	963,151
	3 高額介護サービス等費	646,535
	4 特定入所者介護サービス等費	402,920
	5 市町村特別給付費	26,040
	6 その他諸費	16,134
3 地域支援事業費		720,684
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	573,486
	2 一般介護予防事業費	37,089
	3 包括的支援事業・任意事業費	109,060
	4 その他諸費	1,049
4 基金積立金		13,610
	1 基金積立金	13,610
5 諸支出金		167,816
	1 償還金及び還付加算金	6,002
	2 一般会計繰出金	161,814
6 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		27,622,387

令和7年第63号議案

令和7年度岡崎市継続契約集合支払特別会計予算

令和7年度岡崎市の継続契約集合支払特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,562,299千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年2月26日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 繰入金		千円 1,562,299
	1 一般会計繰入金	1,557,450
	2 特別会計繰入金	4,849
歳 入 合 計		1,562,299

歳出

款	項	金額
1	継続契約集合支出	1,562,299 <small>千円</small>
	1 継続契約集合支出	1,562,299
歳 出 合 計		1,562,299

令和7年度岡崎市額田北部診療所特別会計予算

令和7年度岡崎市の額田北部診療所特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ107,351千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年2月26日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1	診療収入	96,066
	1 外来診療収入	80,668
	2 その他診療収入	15,398
2	使用料及び手数料	404
	1 使用料	88
	2 手数料	316
3	繰入金	10,828
	1 一般会計繰入金	10,828
4	繰越金	1
	1 繰越金	1
5	諸収入	52
	1 雑入	52
	歳入合計	107,351

歳出

款	項	金 額
1 総務費		千円 53,997
	1 総務管理費	53,997
2 医業費		52,814
	1 医業費	52,814
3 公債費		40
	1 公債費	40
4 予備費		500
	1 予備費	500
歳 出 合 計		107,351

令和7年第65号議案

令和7年度岡崎市こども発達医療センター特別会計予算

令和7年度岡崎市のこども発達医療センター特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ277,142千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年2月26日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1	診療収入	83,189
	1 外来診療収入	83,189
2	使用料及び手数料	356
	1 手数料	356
3	繰入金	181,970
	1 一般会計繰入金	181,970
4	繰越金	1
	1 繰越金	1
5	諸収入	11,626
	1 受託事業収入	2,045
	2 雑入	9,581
	歳入合計	277,142

歳出

款	項	金 額
1 総務費		千円 214,025
	1 総務管理費	214,025
2 医業費		25,726
	1 医業費	25,726
3 施設整備費		36,754
	1 施設整備費	36,754
4 公債費		136
	1 公債費	136
5 諸支出金		1
	1 償還金	1
6 予備費		500
	1 予備費	500
歳 出 合 計		277,142

令和7年第66号議案

令和7年度岡崎市岡崎駅東土地区画整理事業清算金特別会計予算

令和7年度岡崎市の岡崎駅東土地区画整理事業清算金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年2月26日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
		千円
1	換地清算金収入	1
	1 換地清算徴収金	1
2	繰越金	1
	1 繰越金	1
	歳 入 合 計	2

歳出

款	項	金額
1	換地清算金	1 <small>千円</small>
	1 換地清算交付金	1
2	諸支出金	1
	1 一般会計繰出金	1
	歳 出 合 計	2

令和7年第67号議案

令和7年度岡崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

令和7年度岡崎市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ31,399千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年2月26日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1	事業収入	13,126
	1 貸付金元利収入	13,126
2	繰入金	3,521
	1 一般会計繰入金	3,521
3	繰越金	14,751
	1 繰越金	14,751
4	諸収入	1
	1 雑入	1
	歳入合計	31,399

歳出

款	項	金額
		千円
1	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	12,628
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	12,628
2	公債費	12,119
	1 公債費	12,119
3	諸支出金	6,652
	1 一般会計繰出金	6,652
	歳 出 合 計	31,399

令和7年度岡崎市宮崎財産区特別会計予算

令和7年度岡崎市の宮崎財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,879千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年2月26日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1	財産収入	1,113
	1 財産運用収入	1,112
	2 財産売却収入	1
2	寄附金	1
	1 寄附金	1
3	繰入金	5,762
	1 基金繰入金	5,762
4	繰越金	1
	1 繰越金	1
5	諸収入	2
	1 雑入	2
	歳入合計	6,879

歳出

款	項	金額
1	管理会費	2,548
	1 管理会費	2,548
2	総務費	1,053
	1 総務管理費	1,053
3	区有林費	3,178
	1 区有林費	3,178
4	予備費	100
	1 予備費	100
	歳 出 合 計	6,879

令和7年度岡崎市形埜財産区特別会計予算

令和7年度岡崎市の形埜財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,773千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年2月26日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1	財産収入	1,109
	1 財産運用収入	1,108
	2 財産売却収入	1
2	寄附金	1
	1 寄附金	1
3	繰入金	661
	1 基金繰入金	661
4	繰越金	1
	1 繰越金	1
5	諸収入	1
	1 雑入	1
	歳入合計	1,773

歳出

款	項	金 額
1 管理会費		千円 290
	1 管理会費	290
2 総務費		43
	1 総務管理費	43
3 区有林費		1,390
	1 区有林費	1,390
4 予備費		50
	1 予備費	50
歳 出 合 計		1,773

令和7年度岡崎市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病	床	数	一 般 病 床	680	床
(2) 年 間 患 者 数	入	院	204,400	人	
	外	来	304,981	人	
(3) 1 日 平 均 患 者 数	入	院	560	人	
	外	来	1,260	人	
(4) 主要な建設改良事業	建 設 改 良 費	事 業 費	947,287	千円	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 病院事業収益		27,242,052	千円
第1項 医業収益		24,807,519	千円
第2項 医業外収益		2,434,527	千円
第3項 特別利益		6	千円
	支	出	
第1款 病院事業費用		28,119,644	千円
第1項 医業費用		27,268,554	千円
第2項 医業外費用		839,255	千円
第3項 特別損失		8,835	千円
第4項 予備費		3,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,152,228千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,654千円並びに過年度分損益勘定留保資金2,146,574千円で補填するものとする。）。

	収	入	
第1款 資本的収入		1,729,562	千円
第1項 他会計負担金		924,280	千円
第2項 固定資産収入		1	千円

第3項	投資償還金収入	210	千円
第4項	企業債	798,300	千円
第5項	補助金	6,771	千円

支 出

第1款	資本的支出	3,881,790	千円
第1項	建設改良費	2,562,600	千円
第2項	投資	4,200	千円
第3項	企業債償還金 (企業債)	1,314,990	千円

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
施設改修 事業費	千円 798,300	普通貸借	4.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	政府資金等についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する融資条件による。ただし、融資条件又は企業財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利債に借換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、第1款病院事業費用のうち第1項医業費用及び第2項医業外費用に係る予算額に過不足を生じた場合とする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費	13,299,893	千円
-------	------------	----

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、6,400,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数	量
器 械 備 品	生 化 学 免 疫 検 査 自 動 化 シ ス テ ム	一	式
	手 術 支 援 ロ ボ ッ ト	一	式
	デ ジ タ ル エ ッ ク ス 線 透 視 撮 影 シ ス テ ム	三	式
	泌 尿 器 専 用 エ ッ ク ス 線 T V 装 置	一	式
	尿 検 査 総 合 自 動 化 シ ス テ ム	一	式
	超 音 波 診 断 装 置	一	式
	プ ラ ズ マ 滅 菌 装 置	一	式
	内 視 鏡 シ ス テ ム	一	式

令和7年2月26日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

令和7年度岡崎市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数		172,600	戸
(2) 年間総給水量		40,430,000	m ³
(3) 1日平均給水量		110,767	m ³
(4) 主要な建設改良事業	管路耐震化等工事	事業費	2,993,184 千円
	施設更新工事	事業費	704,733 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 水道事業収益		8,282,008	千円
第1項 営業収益		7,244,142	千円
第2項 営業外収益		1,037,864	千円
第3項 特別利益		2	千円
	支	出	
第1款 水道事業費用		7,545,033	千円
第1項 営業費用		7,310,679	千円
第2項 営業外費用		222,678	千円
第3項 特別損失		5,676	千円
第4項 予備費		6,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,041,300千円は建設改良積立金500,000千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額298,454千円並びに過年度分損益勘定留保資金3,242,846千円で補填するものとする。）。

	収	入	
第1款 資本的収入		1,458,407	千円
第1項 企業債		300,000	千円
第2項 出資金		603,473	千円
第3項 工事負担金		244,649	千円

第4項	分 担 金	230,073	千円
第5項	他 会 計 負 担 金	47,880	千円
第6項	補 助 金	32,331	千円
第7項	固定資産売却代金	1	千円

支 出

第1款	資 本 的 支 出	5,499,707	千円
第1項	建 設 改 良 費	4,009,210	千円
第2項	企 業 債 償 還 金	1,290,497	千円
第3項	投 資	200,000	千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
1資本的 支 出	1建 設 改 良 費	仁 木 浄 水 場 非 常 用 発 電 設 備 設 置 事 業	千円 742,598	令和7年度	千円 58,300
				令和8年度	684,298

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
水道事業費	千円 300,000	普通貸借	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金等についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する融資条件による。ただし、融資条件又は企業財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利債に借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、第1款水

道事業費用のうち第1項営業費用及び第2項営業外費用に係る予算額に過不足を生じた場合とする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	956,942 千円
(2) 交際費	80 千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、112,577千円と定める。

令和7年2月26日提出

岡崎市長 内田 康 宏

令和7年度岡崎市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 下水道接続戸数		151,500	戸
(2) 年間総処理水量		36,613,000	m ³
(3) 1日平均処理水量		100,310	m ³
(4) 主要な建設改良事業	管渠 ^{きよ} 施設築造工事	事業費	2,578,000 千円
	管渠 ^{きよ} 施設改良工事	事業費	1,185,966 千円
	ポンプ施設改良工事	事業費	426,069 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	下水道事業収益		10,865,025 千円
第1項	営業収益		6,640,614 千円
第2項	営業外収益		3,932,130 千円
第3項	特別利益		292,281 千円
		支	出
第1款	下水道事業費用		10,642,328 千円
第1項	営業費用		9,673,889 千円
第2項	営業外費用		949,468 千円
第3項	特別損失		15,471 千円
第4項	予備費		3,500 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,879,071千円は過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額304,394千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額88,106千円、過年度分損益勘定留保資金2,680,496千円並びに当年度分損益勘定留保資金806,075千円で補填するものとする。）。

		収	入
第1款	資本的収入		6,018,974 千円
第1項	企業債		4,218,700 千円

第2項	出資金	167,965	千円
第3項	負担金	171,016	千円
第4項	補助金	1,459,502	千円
第5項	貸付金償還金収入	1,791	千円
支 出			
第1款	資本的支出	9,898,045	千円
第1項	建設改良費	5,508,708	千円
第2項	企業債償還金	4,383,537	千円
第3項	投資	5,800	千円
(債務負担行為)			

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
雨水ポンプ場の改築に要する経費 (早川雨水ポンプ場)	令和8年度	千円 156,726
下水道施設の保守管理に要する経費	令和8年度から 令和10年度まで	651,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
下水道事業費	千円 3,476,800	普通貸借	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金等についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する融資条件による。ただし、融資条件又は企業財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利債に借換えすることができる。
資本費平準化債	741,900			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、第1款下水道事業費用のうち第1項営業費用及び第2項営業外費用に係る予算額に過不足を生じた場合とする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|------------|
| (1) 職員給与費 | 555,235 千円 |
| (2) 交際費 | 80 千円 |

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業経営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、19,998千円である。

令和7年2月26日提出

岡崎市長 内田 康 宏

